

独占禁止法等講習会 テキスト

「中小企業のための独占禁止法ガイド」

平成 21 年 2 月
公正取引委員会

1 中小企業と独占禁止法

1 中小企業にとっての独占禁止法

独占禁止法という名前は知っているが、それは独占を禁止する法律であり、およそ独占とは縁のない中小企業には関係のないものだと思っはいませんか。

フルネームは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」という長いものですが、通常、「独占禁止法」とか「独禁法」という略称で呼ばれています。

独占禁止法は、独占企業だけではなく、事業（商売）をしているすべての者に適用される法律であり、中小企業にも関係の深い法律なのです。

独占禁止法は、中小企業の行為も対象にしていますが、大企業の不当な行為から中小企業を守るという側面もあります。例えば、原材料を購入している取引先の事業者から値上げ通知がきたとします。しかも、どの企業も同じような内容の値上げであったという場合、その値上げは独占禁止法に違反するカルテルに該当する可能性もあります。もしその疑いがあれば、公正取引委員会が調査し、値上げを撤回させることができるかもしれません。

また、メーカーの定めた価格よりも安く売ったため取引先から出荷を止められたという場合も、独占禁止法違反の疑いがあります。公正取引委員会は、出荷停止をやめさせることができるかもしれません。

どのような行為が独占禁止法で禁止されているかを知っていれば、事業活動を展開する上で非常に役に立つことになります。

独占禁止法にはこれを補完する2つの法律があり、これらを含めて広義の独占禁止法という場合もあります。

大企業からの下請取引については、下請代金支払遅延等防止法（「下請法」と略称されています。）があり、下請代金の減額や支払遅延など下請企業が不当に取り扱われないよう親企業の種々の行為を規制しています。

また、広告表示や景品付き販売によって顧客を不当に誘引する行為を規制するための法律として、不当景品類及び不当表示防止法（「景品表示法」と略称されています。）があります。取締りの対象は大企業の行為に限られているわけではありませんので、中小企業もこの法律の内容を十分理解しておく必要があります。

一方、中小企業といえども、公共事業の入札において談合行為に参加したり、販売する商品やサービスの価格を協定したり、新規に参入する事業者を共同して妨害するなど、独占禁止法違反に手を染めてしまうことがあります。違反が認定されれば、例えば課徴金などの経済的負担が重くかかるなど、企業活動に影響を与えるだけでなく、社会的信用を失うことにもなります。特に最近では、違反事業者に対する社会的批判も大きくなってきています。

違反してから対応するのではなく、違反を未然に防止するという観点からも、独占禁止法の内容をよく理解することが大切です。

2 中小企業団体の行為と独占禁止法

大企業は、販売力や情報力などにおいて、競争上又は取引上、中小企業よりも有利な立場に立っており、そのハンディがあるまま競争が行われると、中小企業は敗退を余儀なくされ、不利になるおそれがあります。そこで、個々では弱い立場にある中小企業が力を結集して、大企業に対抗できるような有効な競争単位又は取引単位になれば、公正な競争ができる条件の整備につながります。

現在、中小企業等協同組合、農業協同組合など法律によってさまざまな形の協同組合が認められており、これらの団体の行為も本来ならば独占禁止法の適用があるのですが、大企業に対抗するために組織されたものであることを考慮して、一定の要件を備えていれば、独占禁止法の適用を免除されます。その要件などについては後で説明します（19頁参照）。

3 中小企業の定義

中小企業は、独占禁止法や下請法を含む多くの法律において、大企業とは異なる取扱いを受けています。中小企業の範囲は中小企業基本法で定められ、資本金（出資金を含む。）及び従業員数で一定の規模以下（いずれかに該当すればよい）の会社を中小企業といい、その規模は、業種ごとに次のとおり定められています。

業 種	資本の額	従業員の数
製造業、建設業、運輸業など	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5千万円	50人
サービス業	5千万円	100人
ゴム製品製造業（一部除く）	3億円	900人
ソフト・情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人

2 競争政策と独占禁止法

1 独占禁止法は何のためにあるのか

独占禁止法のような経済法については、その目的や基本的な考え方を理解することが、個々の条文を解釈する上で極めて重要です。

独占禁止法は何のためにあるのか、それは競争政策を実現するためにあるというのが答えになります。自由市場経済は、事業者間の競争を通じて運営されるのが最も効率的であり、公平であるという考え方に基づいており、このような考え方に基づく政策を「競争政策」と呼んでいます。

事業者が自由に競争を行うことによって、商品が多様化され、価格は引き下げら

れ、事業者の創意工夫が発揮されて、経済成長を達成することができるわけです。それによって、国民全体の利益、すなわち一般消費者の利益が確保される仕組みになっています。

競争は市場経済の活力の源泉であるといわれています。

このように競争が活発に行われることは経済社会全体にとって望ましいことですが、その当事者である個々の事業者にとっては、競争は厳しいものです。

競争に勝つためには良質廉価な（安くて質の良い）商品やサービスを絶えず供給していく努力が必要とされており、非効率な経営を行っていけば競争に負け、場合によっては市場から撤退しなければならないおそれもあるからです。

そこで事業者は、競争を避けるために、あるいは競争に勝つために、競争者同士が共同して、あるいは単独に、種々の手段や方法を用いるようになります。

例えば、競争者同士がこれ以下の価格では売らないという申合せをしたり、新しい競争者が現れるとその進出を妨害したり、競争力を高めるために合併や提携を行うこともあります。

このような競争に関連する事業者の行為について、一定のルールを定め、そのルールに違反した場合には違反行為をやめさせ、ペナルティを課すことにしているのが独占禁止法です。

質問コーナー

Q 競争を突き詰めていくと、優勝劣敗の原則によって競争者が次第に淘汰され、最終的には独占状態になってしまうのではないのでしょうか。

A 競争の過程で非効率な事業者が淘汰されていくということは不可避です。

しかし、個々の事業者の効率性は、その時々原材料コストや生産規模などによって異なります。ある状況の下で、効率的な事業者が他の事業者から顧客を獲得したとしても、その後も優位であるという保証はありません。

消費者すべての需要を賄うことを前提に投資するのはリスクが大きすぎ、生産設備や流通網が大きくなりすぎることにより逆にコストがかさむこともあります。競争事業者も、手をこまねいているわけではなく、合理化を進め新商品を開発するなどの対応を進めるでしょう。このように考えると、ある事業者が単に、特定の時点・状況の下で効率が低いというだけで競争会社を市場から追い出して、独占的な地位を得るということはあまり現実的でないといえましょう。事業者間の切磋琢磨を促し、不断の努力によって市場における地位を確保・向上することが求められる経済環境を創り出すことが競争政策の使命であるといえます。

2 独占禁止法はどのような内容の法律か

独占禁止法は、公正で自由な競争を促進するという目的を達成するために、事業者（企業という言葉よりも広い意味で、組合や個人事業者も含まれます。）が競争を制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止して、違反行為があればそれを排除することによって、市場における競争の秩序を維持・回復することを目的としています。

独占禁止法は、118条からなる法律で、目的、用語の定義、禁止される行為（実

体規定といえます。), 違反した場合の処理手続(手続規定といえます。), 公正取引委員会の組織や権限, 違反した場合の罰則などについて定めています。

禁止される行為の主なものとして, ①私的独占, ②不当な取引制限, ③不公正な取引方法の3つがあり, まとめて「独占禁止法の3本柱」と呼ばれています。

これらの専門用語は独占禁止法の中で定義されており, それぞれ特別の意味をもちますが, すべてに共通するのは, 事業者の競争に関わる行為だという点です。

市場経済において, 複数の事業者が顧客にとって望ましい商品や取引条件を提供しようと競い合うことが競争です。分かりやすくいえば, 商売は競争であり, 競争に勝つためには, 安くてよいものを作って売る必要があるということです。

「自由な競争」というのは, 事業者が商品やサービスの価格, 数量, 取引条件などを他の者から拘束されることなく自由に決められるということと, その事業にだれでも自由に参入できるということの2つを意味します。

「公正な競争」というのは, 競争の手段や方法が価格, 品質, サービスを中心として行われ, 事業者の自主的な判断により取引が行われるという競争の基盤が保たれていることを意味します。価格や品質によって競争するのではなく, 取引上の地位を不当に利用したり, ぎまんの方法で顧客を誘引するなどの行為は, 公正な競争とはいえません。

独占禁止法は市場の競争秩序に関する法律であり, 事業(商売)と深い関わりがあるということをまず知っておいてください。

3 公正取引委員会

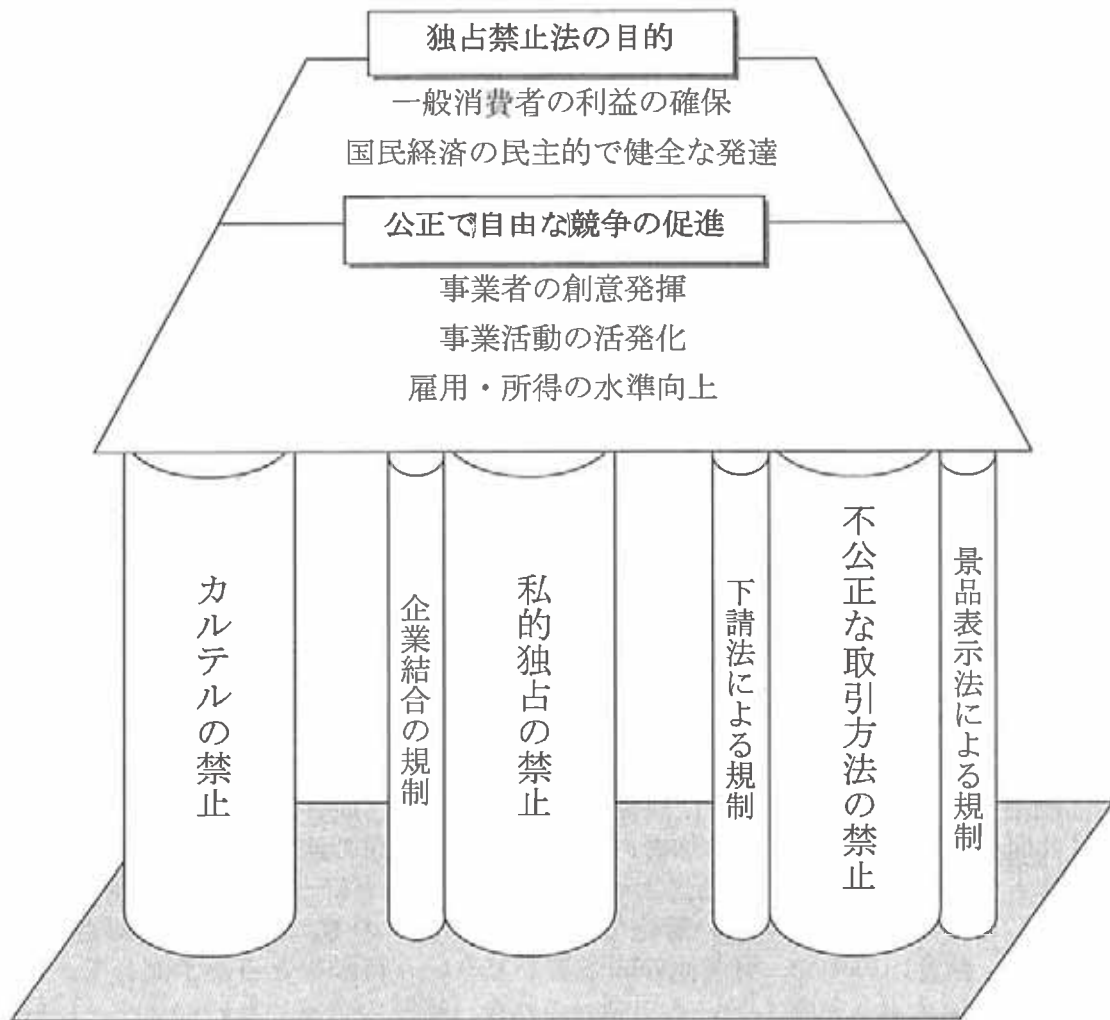
独占禁止法を運用するために置かれている国の行政機関が公正取引委員会です。

公正取引委員会は, 独占禁止法を運用するために設けられた特別の行政機関です。独占禁止法を個別の事案に当てはめて運用するためには, 市場における競争への影響を個別に評価しなければなりません。また, 市場における競争を促進するためには, 競争制限的な法令による規制や行政指導を緩和・撤廃することも必要であり, 公正取引委員会は, 他の行政機関との間で競争促進のための調整を行っていく役割を担っています。

このような役割を果たすためには高度の専門性が必要であり, 政治的な中立性も求められます。

このため, 公正取引委員会は, 法律及び経済に関する学識経験を有する委員長と4人の委員からなる合議制をとり, また, 職務の遂行に当たって独立性が保障されています。

委員会の事務を行うために事務総局が置かれており, 795人(平成20年度末定員)の職員が働いています。その中には, 法曹(裁判官, 検察官, 弁護士)などの資格を持つ者も含まれています。



3 独占禁止法

独占禁止法は、具体的にはどのように事業活動に関係してくるのでしょうか。これまでに独占禁止法で違反とされた事例を参考にしながら、説明していきましょう。

例えば、以下に挙げる行為に該当すれば独占禁止法違反となりますので、これらに関わらないように気をつける必要があります。一方、これらの行為が行われていたら、その情報を公正取引委員会へ提供することが望まれます。

1 不当な取引制限（カルテル、入札談合）

独占禁止法で「不当な取引制限」というのは、複数の事業者が共同して、お互いに事業活動を拘束し合って、特定の商品又はサービスについての競争を実質的に制限することをいいます。つまり、同業者が一緒になって販売価格や供給数量などの競争を制限して、市場をコントロールすることで、カルテルと呼ばれるものがこれにあたります。

入札参加者があらかじめ話し合って受注予定者や受注価格を決める入札談合も、不当な取引制限の一形態です。公共工事や物品の調達など官公需契約の締結に当たっては、競争により受注者や受注価格が決められる制度がとられており、公正で厳正な競争を実施するための方法として入札によることとされています。入札参加者の間であらかじめ受注予定者や入札価格を決める行為は、このような入札制度の根幹を揺るがす悪質な行為であり、独占禁止法の不当な取引制限となります。

不当な取引制限の違反は、競争関係にある2以上の事業者が共同して競争を実質的に制限する場合に成立し、特に悪質なものについては刑事罰の対象にもなります。

「共同して」というのは、参加者の間で何らかの意思の連絡があり、競争を制限しようとする合意ができていることをいいます。合意というのは、「決定」とか、「協定」という言葉よりも広い意味で使われていますので、注意してください。

例えば、話合いの中で、皆が他の同業者がどういう行動をとるか予測して、これらと歩調を揃えようと考えている場合（これを「暗黙の合意」といいます。）も含まれます。また、話合いの会合などに出席していなくても、参加者から連絡を受けて合意に従えば、不当な取引制限に該当します。

参加者がお互いに自分の事業活動を拘束しあうことが違反成立の要件になっていますが、「拘束」といっても合意を守らない場合にペナルティがあるかどうかは、関係ありません。自発的に約束を守る、いわゆる紳士協定も違反です。

事例1 鋼管杭及び鋼矢板価格カルテル事件（平成20年排除措置命令）

鋼管杭の製造販売業者4社及び鋼矢板の製造販売業者3社は、それぞれ、共同して、国、地方公共団体等が発注する建設工事を請け負う建設業者が同工事に使用する鋼管杭及び鋼矢板について、建設業者向け販売価格を現行価格から引き上げることが合意していた。

事例 2 札幌市発注の電機設備工事入札談合事件（平成20年排除措置命令）

札幌市が発注する特定電気設備工事の入札参加業者10社は、同工事について、当該工事の入札前に、札幌市の職員から落札予定者として意向を示された者を受注予定者とし、受注予定者が受注できるようにしていた。なお、この事件では、公正取引委員会から札幌市長に対し、入札談合等関与行為防止法（質問コーナー参照）の規定に基づく改善措置要求が行われた。

質問コーナー

Q カルテルが禁止されていることは分かりましたが、価格やコストについての単なる情報交換であれば問題はないのでしょうか。

A 情報交換にはいろいろな種類のものがあります。その業界に関する商品知識、技術動向、立法・行政の動向、社会・経済情勢といったことについての客観的な情報を収集し、提供することについては、独占禁止法上問題を生じないものも多いでしょう。

これに対して、情報交換を通じて事業者間で競争制限についての暗黙の了解や共通の意思が形成され、あるいは、情報交換を手段・方法として競争を制限する行為が行われる場合には、独占禁止法違反となります。

質問コーナー

Q 公共事業の入札の際に、発注者側からその工事を受注する業者の名前が示唆されることがありますが、そのような場合には発注者も独占禁止法に違反するのでしょうか。

A 独占禁止法は事業者又は事業者団体の行為を禁止の対象としており、違反があった場合には事業者に対してのみ措置がとられます。公共工事の発注者は予算の執行を行う行政機関（あるいはそれに準ずる機関）であり、事業者ではないので、その担当職員が入札談合に関与していても、独占禁止法違反として措置を採ることはできません。しかし、事業者だけを措置の対象とするのはおかしいという社会的批判が高まり、これを受けて平成14年に議員立法で「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が制定され、平成15年1月6日に施行されました。また、その後もいわゆる官製談合の事件が多くみられたことから、平成18年12月に職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする改正法「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」が成立し、公布されました。

この法律（「入札談合等関与行為防止法」と略称されています。）に基づいて、公正取引委員会は、発注機関の職員が入札談合等に関与していた場合には、当該発注機関の長に対し、改善措置を採るよう求めることができます。また、当該発注機関は、調査の結果、入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により、損害を与えたと認めるときは、当該職員に対して、賠償を求めることとされています。入札談合等関与行為には、談合の明示的な指示のほか、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏洩、特定の入札談合の援助があります。

2 私的独占

市場における競争の制限のもう一つの形態として「私的独占」があります。

競争の結果、ある事業者が独占に近づいていくこと自体は禁止されていませんが、事業者が、他の事業者の事業活動を支配したり、排除することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは「私的独占」として禁止されています。

つまり、独占の状態ではなく、独占するための行為を違法とするものです。法律に基づいて独占を認められている法的独占は、独占禁止法の対象にはなっていません。

かつて、電気、ガス、電話、郵便事業などは法的独占でしたが、現在ではこれらの事業分野にも競争が導入され、新規参入者を妨害するような行為があれば、私的独占として規制されます。

なお、公正取引委員会は、平成13年に「IT・公益事業タスクフォース」を設置し、情報通信や公益事業の分野における違反行為に対して迅速かつ効果的に対処してきています。

事例1 パラマウントベッド株式会社事件（平成10年勧告審決）

医療用ベッド製造業者のパラマウントベッド(株)は、東京都が競争入札により発注する都立病院向け医療用ベッドについて、入札担当者に働きかけるなどして、競争者を排除するとともに、入札に参加する販売業者の入札価格を指示するなどして、その事業活動を支配していた。

事例2 インテル株式会社による競争者排除事件（平成17年勧告審決）

インテル(株)(日本インテル)は、国内パソコンメーカーのうちの5社に対し、その製造販売するパソコンに搭載するCPU（×86系セントラル・プロセッシング・ユニット）には、インテル製CPU以外の競争事業者のCPUを採用しないようにさせていた。

事例3 国内航空大手3社による新規参入妨害（平成14年9月問題点を指摘）

国内航空大手3社は、新規参入者が運航している路線について、新規参入者の設定した割引運賃と同額又はこれを下回る運賃を設定したが、これは私的独占に当たるとおそれがある旨の問題点の指摘が行われた。

3 不公正な取引方法

不公正な取引方法は、私的独占、不当な取引制限と並んで、独占禁止法で禁止される行為の3本柱の一つです。他の2つの行為類型とは違って、不公正な取引方法は、公正な競争を阻害するおそれがあることをその共通の要件としています。

公正な競争を阻害するおそれがある行為には、①競争を実質的に制限するまでには至らないが、自由な競争を阻害する行為、②競争手段としてとても公正とはいえない行為、③取引の相手方に自主的な競争機能を発揮できなくさせるような

行為、の3つの類型があります。

このような行為を放置しておけば、価格や品質による能率競争はゆがめられ、独占禁止法の目的が達成されなくなります。

例えば、あるメーカーが小売業者に対して自分の指定した価格で販売させる行為は、他のメーカーの商品と競争している場合には、必ずしも市場での競争を実質的に制限しているとはいえませんが、少なくともその商品の流通段階で小売業者間の価格競争はなくなります。

また、大規模小売業者が納入業者に対し、その地位を利用して不当に不利な条件を押し付けたり、あるいは消費者向け製品のメーカーが、商品の内容について実際のものよりも著しく優良であると表示し、消費者の適正な選択をゆがめることは、公正な競争とはいえません。

どのような行為が不公正な取引方法に当たるかは、公正取引委員会が、公正な競争を阻害するおそれがある行為の中から、告示によって具体的に指定することになっています。この指定には、あらゆる業種に適用される「一般指定」と、特定の業種にだけ適用される「特殊指定」（15頁参照）とがあります。

特殊指定がある業種は、大規模小売業、新聞業、物流業の3業種です。

以下では、あらゆる業種に適用される一般指定のうち主要な類型について説明します。

(1) 取引拒絶（一般指定1項、2項）

事業者が、ある特定の事業者に対し、正当な理由がないのに取引を停止したり、注文数量に応じなかったり、その他取引の内容を制限することを「取引拒絶」（ボイコット）といいます。

事業者が取引するかしないか、だれと取引するかは、原則として自由です。事業者には取引先選択の自由がありますので、ある特定の事業者とは取引しないこととしても、直ちに独占禁止法上問題となるわけではありません。

しかし、正当な理由なく、共同して、特定の事業者とは取引をしないことを決定することは、違法となります。小売業者が共同して、メーカーなどに働きかけて特定の小売業者（例えば、安売りをしている事業者）に商品を提供しないよう要請することも、共同して行う取引拒絶となり、違法とされます。

また、事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶することも、それが独占禁止法上違法な行為を守らせるための手段として行うとき（例えば、小売価格を守らなかつた事業者との取引を停止する。）、あるいは、競争者を市場から排除するための手段として行うときなどは、違法となります。

なお、共同ボイコットによって、取引を拒絶される事業者が市場に参入することが著しく困難となったり、市場から排除されることによって、市場における競争が実質的に制限される場合には、その行為は、不公正な取引方法のみならず、不当な取引制限に当たり、独占禁止法第3条違反となります。

事例 新潟市のタクシー事業者による共同の取引拒絶事件（平成19年排除措置命令）

新潟市に所在するタクシー事業者21社（平成19年3月以降は20社）は、共同して、共通乗車券事業者に、低額なタクシー運賃等を適用していたタクシー事業者に対し共通乗車券事業に係る契約を拒絶させていた。

(2) 差別対価・差別的取扱い（一般指定3項，4項，5項）

地域や取引先によって、著しく異なる価格で取引することを「差別対価」といい、価格以外の取引条件で著しく有利又は不利に扱うことを「差別的取扱い」といいます。

販売価格や取引条件をすべて統一的なものにしなければいけないというものではありませんが、例えば有力な事業者が、競争者を排除するために、その競争者と競合する販売地域に限ってダンピングを行ったり、競争者の取引先に対してのみ廉売を行うなどして、競争者の参入を妨げたり市場から排除したりする行為は、公正な競争を阻害するおそれがあるとして、違法となる場合があります。

また、事業者団体の内部や共同行為において、ある事業者を不当に排除したり、差別的に取り扱うことによって、事業活動を困難にさせる場合には違法となります。

事例1 オートガラス東日本株式会社事件（平成12年勧告審決）

自動車用補修ガラスの販売で有力な事業者であるオートガラス東日本㈱は、輸入品を扱う取引先ガラス商に対しては、卸売価格を引き上げ、また、商品の配送回数を減らすなどの差別的な取扱いをしていた。

事例2 関西電力株式会社事件（平成17年警告）

関西電力㈱は、集合住宅及び戸建て開発地への電気供給に伴うオール電化等に関する営業について、電気供給のための設備に関する協議の機会を用いて、オール電化等を採用する住宅開発業者等に比べて、住宅の熱源としてガスを併用する住宅開発業者等を不当に不利に取り扱っている疑いがあった。

(3) 不当廉売（一般指定6項）

正当な理由がないのに、商品の仕入価格以下で販売するなど、供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為を「不当廉売」といいます。

商品を安く売することは、まさに公正な競争手段であり、独占禁止法の目的に合致するものです。しかし、コストを著しく下回るような価格で継続的に販売するのは、他に目的がある場合に限られるでしょう。

例えば多種類の商品を扱っている大規模小売業者が客寄せのために（いわゆる「目玉商品」として）、特定の商品だけを仕入価格よりも安く販売する場合があります。

店に来た客は、ついでに他の商品も買うことになるので、店全体としては利益を上げることもできますが、安売りの対象とされた商品だけを販売している周辺の専門小売業者は、いくら効率的な経営を行っていても太刀打ちできないこととなります。

このような状況では、多種類の商品を扱っている小売業者と専門小売業者との間で公正な競争が行われているとはいえません。

また、多くの地域で販売している大規模小売業者が競争者を排除することを目的として、その競争者が販売している地域に限って不当に安く販売する場合があります。

不当な安売りは、消費者の利益になるようにみえますが、それは一時的なものであり、競争者が排除された後は、価格を引き上げるのが通常です。

公正取引委員会は、特に小売業者の不当廉売については、周辺事業者の経営に与える影響が大きい場合があることから、違反につながるおそれがある行為に対し迅速に対処しています。

事例 1 ガソリンの不当廉売（平成19年排除措置命令）

栃木県小山市に給油所を持つ石油製品小売業者2社は、普通揮発油を、その仕入価格を下回る価格で継続して販売し、小山市における他の石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた。

事例 2 酒類の不当廉売（平成16年警告）

富山県射水郡小杉町で酒類小売業を営む2社並びに愛知県海部郡及び津島市で酒類小売業を営む2社は、その販売に要する経費をほとんど賄うことができない価格でビール及び発泡酒を販売し、周辺の酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがあった。

事例 3 建設工事業者による安値受注（平成20年警告）

農林水産省等が発注した公共建設工事について、建設業者3社は、不当に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがあった。

(4) ぎまんの顧客誘引（一般指定8項）

商品の内容や取引条件について、実際のものや競争者のものよりも、著しく優良である、又は有利であると顧客に誤認させることによって、顧客を獲得しようとする行為を「ぎまんの顧客誘引」といいます。

誇大広告や虚偽表示がその典型例ですが、一般消費者に対するこれらの不当表示については、独占禁止法の補完法として制定された「景品表示法」で規制されています。

(5) 不当な利益による顧客誘引（一般指定9項）

正常な商慣習に照らして不当な利益を提供することにより、顧客を獲得しようとする行為を「不当な利益による顧客誘引」といいます。

利益を与えて自分と取引するよう顧客を誘引することは、まさに競争そのものですが、その利益が不当なものであれば、公正な競争とはいえません。

その典型例が過大な景品付き販売です。景品付き販売については、不当表示と併せて「景品表示法」により規制されており、同法に基づく告示により具体的な基準が設けられています。

事例 野村証券株式会社事件（平成3年勧告審決）

野村証券は、証券投資の自己責任原則に反して、株式等の売買において生じた顧客の損失を填補するといった顧客を誘引していた。

(6) 抱き合わせ販売等（一般指定10項）

ある商品やサービスを販売するに際し、他の商品やサービスを一緒に購入させる行為を「抱き合わせ販売」といいます。

他の商品やサービスを買わせることで、取引の相手方に不当に不利益を与えたり、競争者を排除するおそれがある場合に問題となります。

抱き合わせ販売には、商品とサービスとの抱き合わせも含まれます。エレベータの保守業務について、エレベータを製造したメーカー系列の保守会社が、競合する保守業者を排除する目的で、自社に保守業務を委託しない場合には、保守業務に必要な部品を供給しないという販売政策を採っていたことが独占禁止法違反とされた事例があります。これは、エレベータの保守部品を独占しているメーカー系列の保守会社が、部品と保守サービスを抱き合わせ販売していたものです。

事例 マイクロソフト社事件（平成10年勧告審決）

マイクロソフト社（日本法人）は、パソコンの製造販売業者に「エクセル」をパソコン本体に搭載して出荷する権利を許諾する際に、「ワード」を併せて搭載させ、また、「エクセル」及び「ワード」について権利を許諾する際に、スケジュール管理ソフト「アウトLOOK」を併せて搭載させていた。

(7) 排他条件付取引（一般指定11項）

自分の商品と競合する商品（競争者の商品）は取り扱わないことを条件として取引することを「排他条件付取引」といいます。例えば、メーカーが卸売業者や小売業者に自分の商品だけを扱わせることは、「専売制」とも呼ばれています。

「専売制」は、市場における有力なメーカーが流通業者に対し、競争品の取扱いを禁止することによって、新規参入者や既存の競争者が代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合には、違法となります。

事例 大分県酪農業協同組合事件（昭和56年勧告審決）

大分酪農協同組合は、大分県内の乳業者に対して、生乳を販売するに当たり、自己の競争者から生乳を買わないこと、自己の生乳を買っていない乳業者の製品を取り扱わないことを条件として取引していた。

(8) 再販売価格維持行為（一般指定12項）

メーカーなどが自社商品の小売価格（メーカーからみると再販売するときの価格）を定めて、取引先の小売業者にその価格で販売させることを「再販売価格維持行為」といいます。

メーカーが設定する希望小売価格や建値は、流通業者に対する単なる参考として示されている限りは、それ自体が問題となるものではありません。しかし、参考価格として単に通知されているにとどまらず、メーカーの何らかの人為的な手

段によって、流通業者がメーカーの示した価格で販売することについての実効性が確保されている場合に問題となります。

例えば、①文書又は口頭により、メーカーと流通業者との間の合意によって、メーカーの示した価格で販売するようにさせている場合、②メーカーの示した価格で販売しない場合に、経済上の不利益を課したり、課すと示唆する場合に、実効性が確保されていると判断されます。

事例 日産化学工業株式会社事件（平成18年排除措置命令）

日産化学工業㈱は、除草剤の販売に関し、小売業者に対して、出荷停止すること等を示唆して同社が定めた希望小売価格で販売するよう要請し、この要請に応じない小売業者に対しては、出荷停止又はその数量を制限することなどにより、希望小売価格で販売するようにさせていた。

再販売価格維持行為は、原則として、独占禁止法に違反するものですが、書籍、雑誌、新聞、音楽用CD（レコード盤、音楽用テープを含む。）については、例外として許容されています。

(9) 拘束条件付取引（一般指定13項）

メーカーと販売業者との商品販売契約において、メーカーが販売業者の事業活動について種々の制限条項を付けることがあります。そのうち販売価格以外の条件を付けて取引することを「拘束条件付取引」といいます。

販売価格以外で販売業者に課される制限としては、①販売地域を制限するもの（テリトリー制限）、②販売先を制限するもの（帳合取引の義務付け、仲間取引の制限）、③販売方法を制限するもの（広告に掲載する価格等について制限するもの）などがあります。

このような制限は、同一商品を扱う販売業者間で競争が生じないようにするために課されるものです。これらは必ずしも直ちに独占禁止法上問題になるというわけではなく、ケースバイケースで判断されるものもあります。

どのような場合に違法となるか、上記の行為類型ごとにその考え方を示すと、次のようになります。

「販売地域の制限」については、市場における有力なメーカーが、厳格な地域制限（メーカーが流通業者に対して一定の販売地域を割り当て、地域外での販売を制限すること）を行ったり、地域外の顧客からの求めに応じた販売を制限するものでない限り、違法とはなりません。厳格な地域制限や地域外顧客への販売制限は、それによって当該商品の価格が維持されるおそれがある場合には、違法となります。

「販売先の制限」については、例えば、メーカーが卸売業者に対して、安売りをを行うことを理由に小売業者へ販売させないような場合に問題となります。「安売りをを行うことを理由」にしているかどうかは、他の流通業者に対する対応や取引の実態などをみて判断されます。

「販売方法の制限」（商品の説明販売の指示、宅配の指示、品質管理条件の指示など）については、商品の品質や安全性の確保、商標の信用の維持などの合理的な理由が認められ、かつ、他の販売先小売業者にも同等の条件が課されている場合には、それ自体独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、販売

方法の制限に違反した小売業者のうち、安売りをを行う者に対してのみ不利益を課すなど、販売方法の制限を隠れみのにして、小売価格、販売地域、販売先等の制限を課していると認められる場合には、小売価格、販売地域、販売先等の制限として違法性の有無が判断されます。

事例 マイクロソフトコーポレーション事件（平成20年審判審決）

マイクロソフトコーポレーションは、Windowsという名称を付したパソコン用OSのOEM販売に係る許諾契約の締結に当たり、同許諾を受けたOEM業者に対して、当該OSによる特許権侵害を理由に自社等に対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項を含む契約の締結を余儀なくさせ、OEM業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けてこれと取引していた。

質問コーナー

Q ある行為が不公正な取引方法として禁止されるかどうかの基準として、その行為者が「市場において有力」であるか否かが重要なポイントであることは分かりましたが、どのような場合に「市場において有力」であるといえるのでしょうか。

A 「市場における有力な事業者」に当たるかどうかは、例えば、公正取引委員会が公表している「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年）においては、当該市場におけるシェアが10%以上、又はその順位が上位3位以内であることが一応の目安となることが示されています。ただし、この目安を超えたからといって、直ちにその事業者の行為が違法とされるものではなく、競争に及ぼす影響を個別に判断して違法性の有無が決定されます。

また、不公正な取引方法に該当するすべての行為類型について、行為者が市場における有力な事業者である場合に限り問題となるわけではないことにも注意してください。例えば、共同ボイコットや再販売価格維持については、行為者の市場における地位とは関係なく、原則として違法となります。

(10) 優越的地位の濫用（一般指定14項）

取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の条件や実施について相手方に不利益を与える行為を「優越的地位の濫用」といいます。

「優越的な地位」というのは、市場において優越していることではなく、取引相手に対する相対的な地位における優越性を意味します。例えば、百貨店などの大規模小売業者と納入業者との関係でいえば、納入業者にとってその小売業者との取引を切られると経営上大きな支障を来すため、その小売業者からの要請が不当に不利益になるものであっても、要請に従わざるをえないような場合です。

また、公正取引委員会では、荷主と継続的に物品の運送又は保管を受託する物流事業者の間の取引について、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流業告示 平成16年4月1日施行）において、また、百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店等の大規模小売

業者と納入業者の間の取引について、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示 平成17年11月1日施行）において、あらかじめ問題となる具体的な行為を指定し、優越的地位の濫用行為を効果的に規制することに努めています。

不利益を与える行為の典型例として、大規模小売業告示では、次のような行為が挙げられています。

- ① 押し付け販売（小売業者が自分の店で売っている商品やサービスを納入業者を買わせること）
- ② 不当な返品（小売業者のPB商品を返品したり、期末在庫整理のため、売れ残った商品などを返品すること）
- ③ 従業員の派遣の要請（納入業者の商品の販売促進とは関係のない業務、例えば小売業者が自社の棚卸などを行わせるために従業員を派遣させたり、従業員の派遣に代えて小売業者が雇用したアルバイト費用等を納入業者に負担させること）
- ④ 協賛金など負担要請（納入業者の商品の販売促進とは関係のない催事や売場改装の費用負担、小売業者の決算対策のための協力金の要請などを行うこと）
- ⑤ 特売商品等の買ったとき（自社のセールに供する商品について、納入業者と協議することなく、納入業者の仕入価格を下回る納入価格を定め、その価格で納入するよう一方的に指示して、自社の通常の納入価格に比べて著しく低い価格をもって納入させること）

事例 1 株式会社三井住友銀行事件（平成17年勧告審決）

㈱三井住友銀行は、自己と融資取引関係にある事業者であって、その取引上の地位が自行に対して劣っているものに対して、融資に係る手続を進める過程において、金利スワップ（金融派生商品）の購入を提案し、金利スワップを購入することが融資を行うことである旨又は金利スワップを購入しなければ融資に関して不利な取扱いをする旨を明示又は示唆することにより金利スワップの購入を要請し、金利スワップの購入を余儀なくさせていた。

事例 2 株式会社ヤマダ電機事件（平成20年排除措置命令）

㈱ヤマダ電機は、納入業者に対し、①店舗の新規オープン等に際して自社の業務のための商品の陳列、補充、接客等を行わせるために、また、②商品を「展示処分品」と称して販売するために必要な設定の初期化等の作業のために、従業員等の派遣の強要を行っていた。

(11) 競争者に対する取引妨害（一般指定15項）

国内の競争者とその取引の相手方との取引を不当に妨害する行為を「競争者に対する取引妨害」といいます。

取引妨害の方法として、契約の成立を阻止したり、契約を履行しないよう誘引したり、商品の出荷を止めたり、様々な方法があります。ただし、取引の妨害となる行為がすべて独占禁止法上問題となるわけではありません。

妨害する取引がある程度特定され、かつ、妨害が意図的になされ事業者間の公正な競争が阻害されるような不当なものが独占禁止法上問題となります。

事例1 三菱ビルテクノサービス株式会社事件（平成14年勧告審決）

三菱ビルテクノサービス(株)は、三菱電機製エレベータの保守業務を営む独立系の保守業者とその顧客との保守管理契約の締結及び保守業務の円滑な遂行を妨げていた。

事例2 東京地区エー・エル・シー協同組合事件（平成15年勧告審決）

東京地区エー・エル・シー協同組合は、特定軽量気泡コンクリート製品工事について、員外者に対し、組合員を通じて受注物件を申請させ、受注する権利を割り当てた場合にのみ受注できるようにすることにより、員外者の取引を不当に妨害していた。

質問コーナー

Q フランチャイズ契約を締結しているが、フランチャイズ本部から種々の拘束を受けている。これは独占禁止法上問題にならないか。

A コンビニや外食産業などにおけるフランチャイズ契約では、フランチャイザー（営業本部）がフランチャイジー（加盟店）に対して、種々の制限を課すことがありますが、それが営業の秘密を守り、第三者に対する統一したイメージを確保するなどフランチャイズ・システムによる営業を的確に実施するのに必要なものであれば、独占禁止法上直ちに問題となるものではありません。しかし、その限度を超え、加盟店に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用（一般指定14項）に、加盟店を不当に拘束するものである場合には、拘束条件付取引（一般指定13項）や抱き合わせ販売（一般指定10項）に当たるおそれがあります。また、加盟店の募集の際に、営業本部が収支予測などに関して十分な情報を与えず、あるいは実際よりも利益が上がることを期待させるような情報を提供した場合には、ぎまんの顧客誘引（一般指定8項）に当たるおそれがあります。具体的にどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて、公正取引委員会は、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」（ガイドライン）を公表しています。

4 事業者団体の活動規制

独占禁止法は、競争の主体である事業者の行為を中心に規制していますが、事業者の集まりである事業者団体の活動について、団体を構成する事業者とは別に団体そのものを違反行為の主体として規制しています。

公正取引委員会は、事業者団体のどのような活動が独占禁止法で禁止されているか、また、どのような活動は違反とならないかなどを示した「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（ガイドライン）を公表しています。

(1) 事業者団体とは

事業者団体というのは、事業者としての共通の利益を増進することを目的に設立された2以上の事業者の結合体をいいます。組合、工業会、協会、医師会など、さまざまな名称で呼ばれています。法人格があるかどうかは問いません。

事業者を構成員とするのではなく、事業者の役員や従業員その他の個人を構成員とする団体も含まれます。

(2) 事業者団体の禁止行為（第8条）

事業者が行うような不当な取引制限や私的独占を、事業者団体が主体となつて行う場合には、独占禁止法第8条で規制されます。

① 競争を実質的に制限すること（第8条第1項第1号）

事業者団体が、団体としての意思決定によって、構成員の取引における価格、数量、取引の相手方、販売地域などを制限したり、入札談合を行うことは、違法となります。

構成員のすべてが出席する総会で決定したものではなく、理事会で決定されたものでも、それが構成員にとって従うべきものと認識されていれば、事業者団体による意思決定があったものとされます。

事業者団体による競争の実質的制限は、独占禁止法上悪質な行為とされ、課徴金及び刑事罰の対象になっています。

事例 社団法人四日市医師会事件（平成16年勧告審決）

（社）四日市医師会は、会員が65歳未満の者に対して行うインフルエンザ予防接種の料金を、1件につき3,800円以上とすることを決定した。

② 一定の事業分野における事業者の数を制限すること（第8条第1項第3号）

事業者団体が、その会則などにより新規事業者の団体への加入を不当に制限したり、既存の事業者を団体から不当に除名することを違法とするものです。

例えば、団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難である場合に、事業者の団体への加入を制限すること（加入拒否、一定地域における店舗数や既存店舗との距離を加入の条件としたり、加入希望者と競合する既存の構成員の承認を加入の条件とすることなどを含みます。）、又は団体から事業者を除名することなどが該当します。

事例 社団法人観音寺市三豊郡医師会事件（平成11年審判審決）

開業医は、医師会の会員にならないと様々な便宜を受けられず、事業上不利になるところ、(社)観音寺市三豊郡医師会は、会員規則で病院の開設を制限していた。

③ 構成事業者の機能や活動を不当に制限すること（第8条第1項第4号）

事業者団体による構成員の取引数量、設備、技術、販売地域、販売方法などの制限や顧客争奪の制限が、公正な競争を阻害する場合には、競争の実質的制限に至らない場合であっても違法となります。

一般に、多くの事業者団体は、生産・流通の合理化や消費者利便の向上のために規格の標準化、自主基準の設定を行ったり、環境保全や安全確保といった社会公共的目的に基づいて品質についての自主規制等を行っています。

このような活動は、多くの場合には独占禁止法上の問題は生じませんが、競争手段を制限し、需要者の利益を不当に害する場合、不当に差別的である場合で、社会公共的な目的に照らして合理的に必要な範囲を超えた制限を課しているような場合には、独占禁止法上問題となるおそれが生じます。

一般的には、自主規制の利用や遵守は、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであることに注意することが必要です。

事例 社団法人滋賀県薬剤師会事件（平成19年排除措置命令）

(社)滋賀県薬剤師会は、特定医薬品販売業者に対し、新聞折り込み広告に一般医薬品の販売価格を表示しないようにさせていた。

④ 他の事業者に不公正な取引方法をさせること（第8条第1項第5号）

事業者団体が、事業者（その団体の構成員でない事業者も含まれます。）に不公正な取引方法に当たる行為をさせることは、違法になります。

事例 仙台港輸入木材調整協議会事件（平成2年勧告審決）

仙台港輸入木材調整協議会は、協議会のアウトサイダーが仙台港において木材の輸入を行うことを阻止するため、構成事業者である木材輸入業者に、共同して港湾運送事業者アウトサイダーとの輸入木材の荷役に関する取引を拒絶させる行為を行わせていた。

質問コーナー

Q 中小企業にとって、事業者団体が行う経営指導は、重要な役割を果たしていますが、どのようなものであれば独占禁止法上の問題が生じないのでしょうか。

A 中小企業の団体が会員のために行う経営指導は、そのこと自体で独占禁止法上の問題となることはありません。例えば、経営に関する一般的な知識の普及や技能の訓練、会員の求めに応じ、個別企業の経営実態などに応じた経営指導、原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、原価計算や積算の方法に関する一般的な指導や教育を行うことは、原則として独占禁止法違反にはなりません。

一方、経営指導の形をとっていても、会員が供給する商品やサービスの平均原価、統一的なマークアップ基準、資材の標準的数量と単価等を示す方法により原価計算や積算の指導を行うことなど、価格等重要な競争手段の付随的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、独占禁止法違反となるおそれがあります。経営指導に際しては、現在又は将来の事業活動について価格などの重要な競争手段の具体的内容についての目安を提供するような指導を行わないよう注意が必要です。

(3) 一定の組合の行為の適用除外（第22条）

中小企業の団体のうち、一定の要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為は、独占禁止法の適用を免除されています。

その一定の要件というのは、①小規模の事業者の相互の助け合いを目的としていること（1号）、②任意に設立され、組合員の加入脱退が自由であること（2号）、③組合員が平等の議決権を持っていること（3号）、④利益の配分の限度が法令か定款に定められていること（4号）の4つです。

これらの要件をすべて満たしていれば、組合の行為は、下記のような例外を除いて独占禁止法の適用を受けることはありません。

中小企業等協同組合を例にとると、組合は組合員のため、福利厚生、事業資金の貸付、経営の改善を図るための教育・情報の提供などの事業を行うことができるほか、同業者が共同して大量生産を行ったり、資材を共同購入したり、共同の商標を使用して宣伝・販売する共同経済事業を行うことができます。

しかし、組合の行為であっても、競争を実質的に制限して不当に価格を吊り上げたり、不公正な取引方法を用いたりする行為には、独占禁止法が適用されます。また、協同組合が他の事業者と共同して、生産数量、販路、販売価格などを協定したり、複数の組合が集まって、同様な行為をすれば、独占禁止法が適用されます。

組合は、組合員の間で共同事業をすることが目的であり、その範囲を超えて共同行為をすることはできないのです。

(4) 事業者団体の届出（第8条第2項）

事業者団体は、①成立したとき、②届出事項に変更が生じたとき、③解散したときは、それぞれ公正取引委員会に届出をしなければなりません。

これは、公正取引委員会が事業者団体の活動状況を把握し、独占禁止法違反を未然に防ぐためです。

届出をする者は、当該事業者団体です。代表者の定めがある場合はその代表者が行いますが、定めがない場合はその団体の構成事業者の中から届出を行う者を定め、その者が届出を行います。具体的な届出の方法については、公正取引委員会規則で様式と添付書類が定められています。

(5) 中小企業等協同組合の届出

前で説明したように、中小企業等協同組合法上の組合のうち一定の要件を備えたものの行為については、原則として独占禁止法は適用されず、事業者団体の届出義務も免除されています。しかし、中小企業には該当しない大企業を組合員に含む組合は、独占禁止法の適用対象となり、また中小企業等協同組合法第7条第3項の規定により、公正取引委員会に届出をする必要もあります。

5 企業結合の規制

独占禁止法に基づいて規制される企業結合には、合併、分割、事業譲受け、株式保有、役員兼任などがあります。これらの企業結合によって、例えば、独占的な企業や企業グループが誕生する場合には、結合した企業やグループが単独で又は他の会社と協調的行動をとることによって、ある程度自由に市場における価格、供給数量などを左右する力を有することとなり、関連市場において競争が行われなくなる可能性があります。

企業結合の規制は、このような事態を防止し、市場における有効な競争を確保することを目的としています。

(1) 合併（第15条）、分割（第15条の2）、事業の譲受け等（第16条）、株式の保有（第10条）、役員兼任（第13条）

会社が企業結合を行うことにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、又は不公正な取引方法によって企業結合を行う場合には、当該企業結合は禁止されます。

一定の取引分野というのは、具体的な事例ごとに、合併などの企業結合がどの範囲の競争に影響を及ぼすかという観点から画定されます。例えば、合併の場合、当事会社の取り扱う商品やサービスの種類、それが取引される地理的範囲、取引の段階（メーカー、卸、小売）等から判断されます。

「競争を実質的に制限することとなる場合」というのは、合併や株式保有によって市場の構造が変化して、結合した会社が、単独で又は他の事業者と協調的な行動をとることにより、ある程度自由に価格、品質、数量などを左右することができる状態がもたらされることをいいます。その判断は、市場シェア、有力な競争者の存在、参入の容易性、輸入圧力など関連市場の具体的な実態を総合的にみて行われます。

公正取引委員会は「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）を公表し、企業結合行為の市場における競争に与える影響を判断する要素を示しています。

(2) 事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立禁止（第9条）

独占禁止法は、特定の商品やサービス市場における競争秩序を維持するだけで

なく、日本経済全体における経済力の過度の集中を防止し、経済全体を競争的な状態に維持することもその役割としています。このため、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化は禁止されます。

日本では、第二次大戦後50年間にわたり、持株会社（他の会社を支配することを目的に株式の保有を主たる事業とする会社）の設立は禁止されていましたが、平成10年に解禁され、事業支配力が過度に集中することとなる会社だけを禁止することに改められています。

(3) 銀行又は保険会社による株式保有制限（第11条）

銀行及び保険会社は、一般事業会社（金融業以外の事業を営む会社をいう。）の総株主の議決権の5%（保険会社の場合は10%）を超えて、その議決権を保有することは、原則として禁止されています。

(4) 企業結合に関する届出義務

一定規模以上の会社の合併、事業譲受け、株式保有等については、公正取引委員会へ届出をしなければならないという制度がとられています。

「一定規模」というのは、例えば、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産合計額が10億円を超える会社と合併をする場合などです。総資産合計額には、企業結合をしようとする会社の総資産額だけでなく、その親会社と子会社の総資産額を合算したのになっていますので、注意してください。

どの時点で届出をするかは、企業結合の種類によって異なります。

合併、事業譲受け等については、その行為をする前に届出をして、届出が受理されてから30日を経過するまでは、合併、事業譲受け等の行為をすることができません。

株式保有については、議決権の取得割合が10%、25%又は50%を超えるときに、取得した日、又はその境界を超えることとなった日から30日以内に報告をする必要があります。

6 その他の規制

独占禁止法が定めているその他の規制について、簡単に説明します。

(1) 特定の国際的契約の禁止（第6条）

事業者が、不当な取引制限や不公正な取引方法に当たる事項を内容とする国際的協定又は国際的契約を行うことは、禁止されています。

事業者団体が当事者となって、外国の事業者や団体との間でこのような国際的協定また国際的契約を締結することも禁止されています。

(2) 独占的状态に対する措置（第8条の4）

事業者が競争の結果、次第に成長し独占に近い状態が生じたとしても、その事業者に対して、独占禁止法で措置を採ることはできません。そうかといって、そのまま放置するわけにはいきません。そこで、独占禁止法は、そのような事業者の行動を監視するための規定を置いています。

大規模（年間国内総供給価格1千億円以上）で、かつ、高度の寡占状態（1社

でシェア50%以上又は2社で75%以上)にある市場を対象として、参入障壁が存在し、価格が硬直的である、著しく高い利益率を得ている、無駄な経費を支出しているなど市場に弊害を及ぼしている場合(そのような状態を「独占的状态」といいます)には、公正取引委員会は、当該事業者に対し、営業の一部の譲渡その他競争を回復させるために必要な措置を命ずることができます。競争回復措置を採るためには、慎重な手続が必要とされており、今までに発動されたことはありません。

7 独占禁止法に違反するとどうなるか

事業者や事業者団体が独占禁止法に違反する行為をした場合には、どのような手続で、どのような措置が採られるのでしょうか。

独占禁止法違反を犯すと、公正取引委員会から違反行為を排除するための措置を採るよう命じられますが、カルテルの場合は、このほか、課徴金納付命令という行政上の措置が採られます。また、場合によっては、刑事責任、あるいは民事責任(損害賠償)を問われたり、被害者から違反行為の差止めを求める訴えが裁判所に提起される可能性もあります。

独占禁止法違反行為に対しては、様々な措置が課される可能性がありますから、違反行為をしないよう注意することが大切です。

なお、平成17年4月に独占禁止法改正法が国会で成立し、法に違反した場合の措置について大幅な改定が行われました。改正法は平成18年1月から施行されています。

以下、違反行為に対する措置について説明します。

(1) 違反事件の処理手続

公正取引委員会は、外部の者から提供された情報(「申告」といいます。)のほか、自ら新聞や業界紙などで見つけた情報(「職権探知」といいます。)などを検討し、独占禁止法違反の疑いがあると認められる場合には、調査を開始します。違反の疑いで調査することを事件の「審査」といいます。

① 行政調査権限による調査

行政調査権限による調査を行う場合、公正取引委員会の職員(審査局犯則審査部の職員を除く。)の中から事件ごとに指定される「審査官」が審査を行います。審査官には、次のような権限が与えられています。

- ア 事業者の事務所などへ立ち入り、帳簿その他の書類を検査すること。
- イ 帳簿その他の書類を提出させ、それを留めて置くこと。
- ウ 関係者に出頭を命じて、事情を聴取すること。

審査の結果、違反行為があると認められる場合、又は違反行為が既になくなっていると認められる場合で特に必要があると認められるときには(違反行為終了から3年以内)、あらかじめ、意見を述べ、証拠を提出する機会が付与された上で、排除措置命令が出されます。そして、事業者が排除措置命令に不服があるときには、60日以内に公正取引委員会に対し審判を請求でき、審判が開始されることになります。

② 犯則調査権限による調査

刑事罰にかかる犯則事件を調査するため必要があるときには、公正取引委員会から指定された審査局犯則審査部の職員は、裁判官の発する許可状（令状）に基づき、臨検、捜索又は差押えができます。悪質・重大な事案について積極的に刑事告発を行っていくため、違反事件に対して刑事訴追を求めて告発を行うような場合の事件審査手続として、行政調査権限とは別に犯則調査権限が平成17年4月に成立した改正独占禁止法により導入されました。

(2) 課徴金について

価格に影響のあるカルテル（入札談合も含まれます。）を行った場合には、カルテルを行った事業者は、課徴金を国庫に納付するよう命じられます。

課徴金制度とは、カルテル・入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成するために、行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課す制度です。

課徴金は、価格カルテルや対価に影響がある供給量カルテルのほか、シェアカルテルや取引先制限カルテル、購入カルテル、私的独占のうち他の事業者を支配するものについても適用対象とされています。

① 課徴金算定

ア 課徴金の額は、次の算式により算定されます。

カルテル期間中の対象商品の売上高	×	業 種	規 模	課徴金算定率	=課徴金の額
		製造業等	大企業	10%	
			中小企業	4%	
		小売業	大企業	3%	
			中小企業	1.2%	
		卸売業	大企業	2%	
中小企業	1%				

イ また、課徴金の納付を命ずる場合に以下のとおり、違反事業者が早期に違反行為をやめた場合には軽減した率を、繰り返し違反行為を行った場合には加算した率を、それぞれ適用することとしています。

- ・ 公正取引委員会が調査を開始する日の1か月前の日までに違反行為をやめた場合には、2割軽減した率が適用されます（実行期間が2年未満である場合に限る。）。
- ・ 公正取引委員会が調査を開始する日からさかのぼって10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対しては、5割加算した率が適用されます。

ウ 課徴金と罰金を併科する場合には、罰金額の2分の1に相当する金額を差し引いた額を課徴金の額とする調整が図られています。

エ 算定した課徴金の額が100万円以下の場合には、課徴金の納付は命じられません。

オ 課徴金適用対象となる違反行為が長い間行われていた場合にも、算定の期間は3年間を限度とします。

カ 課徴金納付命令は、原則として排除措置命令と同じタイミングで出されま
す。課徴金納付命令に不服があるときは、公正取引委員会に対し、審判手続
の開始を請求することができます。この課徴金納付命令は、審判手続に入っ
ても効力を失わないので、審決で不服が認められず課徴金を支払う場合には、
延滞金が加算されます。

② 課徴金減免制度

カルテル等の違反行為について、違反事業者が単独で違反行為に係る事実の
報告及び資料の提出を行った場合には課徴金が減免される制度が平成17年
4月に成立した改正独占禁止法により導入されました。

公正取引委員会の調査前に報告及び資料の提出を行った場合、1番目の事業
者は課徴金を全額免除、2番目の事業者は50%、3番目の事業者は30%減
額されます。また、調査開始後であっても、減免を受ける事業者が3社に達し
ていない場合は、その総数が3社に達するまでは30%の減額を行うこととし
ています。

ただし、虚偽の報告をしたり、他の事業者に違反行為をするよう強要したり、
又は、他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたような場合には、課
徴金の減免は行われません。

(3) 刑事罰

違反行為に対する処分は、違反行為を排除する公正取引委員会の行政処分を中
心にしていますが、法律の実効性を担保するために、一定の違反行為には刑事罰
が科されます。

カルテル（不当な取引制限、事業者団体の競争制限）及び私的独占の罪につい
ては、違反行為を行った者（個人）は3年以下の懲役又は500万円以下の罰金、
法人は5億円以下の罰金が科せられます。

不公正な取引方法に係る行為については、刑罰の規定はありません。

独占禁止法違反で刑罰を科すためには、公正取引委員会が検事総長に告発をす
る必要があります。どのような違反行為に対して告発をするかについて、公正取
引委員会は、その方針を以下のとおり公表しています。

公正取引委員会の刑事告発方針（平成17年10月）

- ① 国民生活に広範な影響を及ぼす悪質・重大事案
 - ② 違反が反復して行われる、排除措置に従わないなど行政処分では法の目的
を達成できない事案
- について、積極的に刑事処分を求めて告発を求める方針。
- ただし、
- ① 調査開始日より前に最初に課徴金免除の申請をした事業者
 - ② 当該事業者の役員、従業員等であって、調査の対応等において当該事業者
と同様に評価すべき事情が認められる者
- については、告発を行わない。

近年、公正取引委員会が告発した違反事件は、①業務用ラップ価格協定（平成3年11月）、②社会保険庁発注のシール談合（平成5年2月）、③日本下水道事業団発注の電気設備工事談合（平成7年3月）、④東京都発注の水道メーター談合（平成9年2月）、⑤ダクタイル鋳鉄管シェア協定（平成11年2月）、⑥防衛施設庁発注の石油製品談合（平成11年10月）、⑦東京都発注の水道メーター談合（2回目）（平成15年7月）、⑧国土交通省発注の鋼橋上部工事の談合（平成17年5月）、⑨日本道路公団発注の鋼橋上部工事の談合（平成17年6月）、⑩し尿処理施設建設工事の談合（平成18年5月）、⑪名古屋市営地下鉄に係る土木工事の談合（平成19年2月）、⑫緑資源機構発注の地質調査・調査測量設計業務の談合（平成19年5月）、⑬溶融亜鉛めっき鋼板価格協定（平成20年11月）の13件があります。

(4) 差止請求制度

独占禁止法は、公正取引委員会が運用しているだけでなく、民事的にも運用されています。

独占禁止法違反行為によって著しい損害を受け、又は受けるおそれがある事業者や消費者は、行為者を地方裁判所に訴えて、違反行為の差止めを請求することができます。

差止請求訴訟が提起され、裁判の結果、原告（被害者）の請求が認められた場合には、違反行為をしている事業者や事業者団体に対して、判決で、違反行為の差止めが命じられることになります。

差止請求の対象となる行為は、独占禁止法違反行為のうち、不公正な取引方法に係るものに限られています。

(5) 損害賠償責任

独占禁止法で禁止されている行為を行った事業者や事業者団体は、被害者に対し損害賠償の責任を負います。この場合の被害者には、事業者に限らず一般消費者も含まれます。

損害賠償の請求は、民法第709条の不法行為責任に基づいて行われる場合と独占禁止法第25条に基づいて行われる場合とがあります。後者の場合は、事業者や事業者団体は、故意・過失がなかったと主張して損害賠償責任を免れることができません。この損害賠償請求は、違反行為に対して公正取引委員会の審決が確定した後、東京高等裁判所に提起される必要があります。

(6) その他の措置

独占禁止法に規定されている措置ではありませんが、官公庁が発注する入札において独占禁止法違反があった場合には、地方自治法に基づく発注官公庁による入札への指名停止処分等も行われます。

独占禁止法違反の対象は一部の事業（商品・工事）であっても、会社全体の営業が停止の対象とされたり、また、支社や営業所限りの行為でも全国の地方自治体で指名停止の対象とされることもあります。

4 下請法（下請代金支払遅延等防止法）

1 下請法の趣旨・目的

下請法（正式には「下請代金支払遅延等防止法」といいます。）は、一定の範囲の親事業者と下請事業者との下請取引について、書面を交付させることによりその委託内容を明確にさせ、違法となる親事業者の行為を外形的に特定して違反行為を迅速かつ効果的に処理することを目的としています。

また、下請法は、下請取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護するという目的から、中小企業関係法としての性格を併せもっており、中小企業施策の重要な柱の1つとなっています。

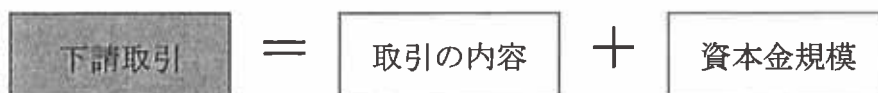
大企業との下請取引において、下請代金をなかなか支払ってくれない、支払われても非常に長期の手形である（台風手形とかお産手形と呼ばれる支払期日までが極めて長期の手形が交付された。）など、下請事業者に不利益な取引を押しつけることが蔓延していた時代がありました。このような行為について、公正取引委員会は当初、独占禁止法の優越的地位の濫用行為（不公正な取引方法の一類型）として規制していましたが、独占禁止法で取り締まるのには、運用上いくつかの難しい点がありました。

すなわち、①下請取引はあいまいな口約束で行われていたので、下請代金を早く支払いなさいといっても取引条件が明確になっていないと、いくら支払わせたらよいか確定できないこと、②親事業者が取引上優越的な地位にあるかどうか、不当な不利益をもたらすものかどうかを個別に判断するのは容易でないこと、③下請取引の性格から、親事業者の違反行為を公正取引委員会へ申告することは期待できないこと、などの難点がありました。

そこで、こうした下請取引について親事業者と下請事業者の取引を適正なものにするために、独占禁止法の補完法として制定されたのが下請法です。昭和31年に制定され、その後何回かの改正を経て、平成15年6月には、役務の委託取引、情報成果物の委託取引を規制対象に拡大する大幅な改正が行われました。

2 下請法が適用される取引

下請法は、同法の適用対象となる下請取引の範囲を、事業者の資本金（出資金を含む。）規模と取引の内容の両面から定義しています。この両方の条件に合致した取引を下請取引といい、下請法が適用されます。



なお、法律には下請取引という言葉は使われていませんが、下請法の対象となる取引を表すのに便利なので、ここでは下請取引という言葉を使うことにします。

(1) 資本金規模

下請法は、親事業者と下請事業者の範囲を、資本金（出資金を含む。）を基準として定めています。このように規制の対象となる取引の発注者（親事業者）を資本金区分で定義することにより、「優越的地位にある事業者」として扱うことで、不当な下請取引をより迅速かつ効果的に規制することができるわけです。

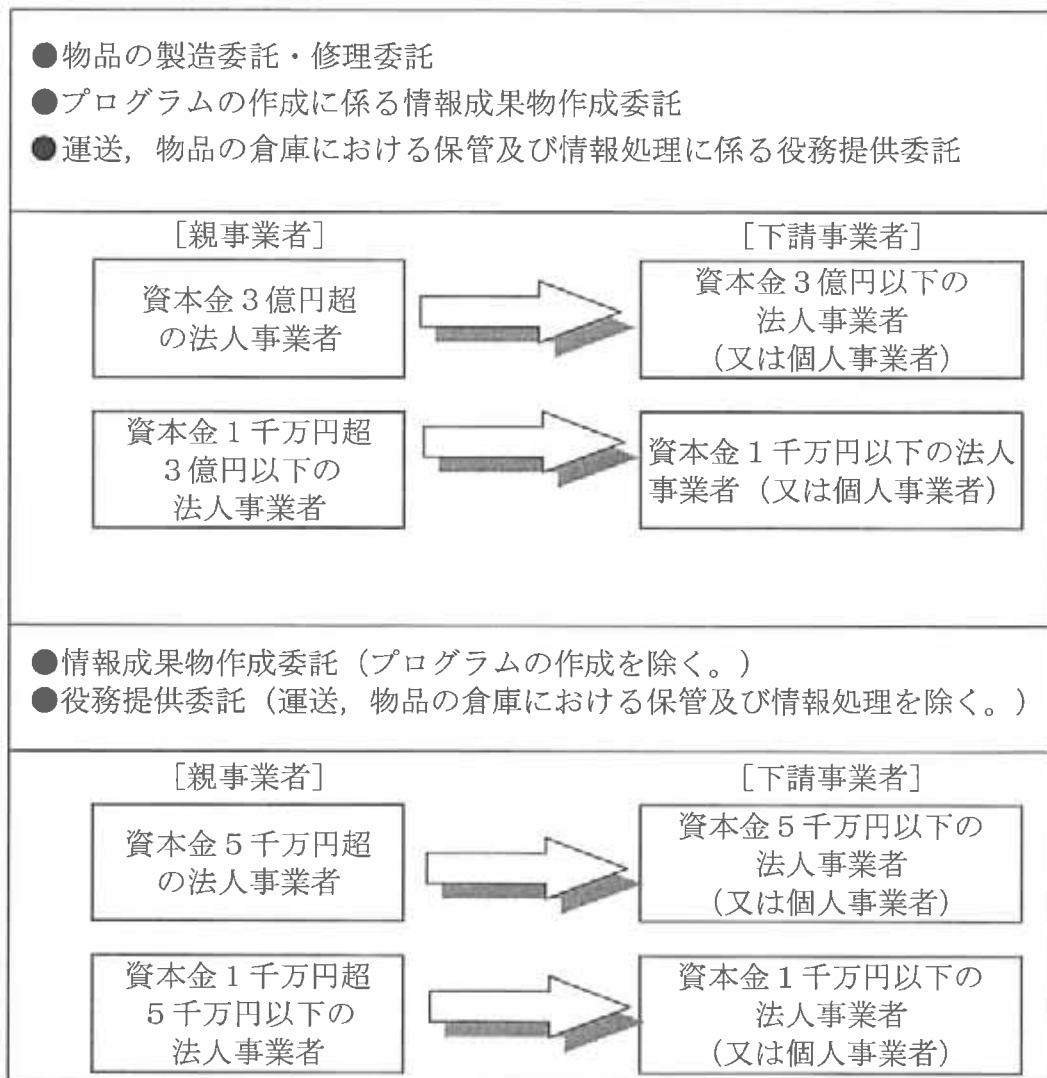
物品の製造委託および修理委託については、資本金3億円を超える事業者が親事業者であり、資本金1千万円以下の事業者および個人が下請事業者とされています。

その中間にある資本金1千万円を超え3億円以下の事業者については、資本金3億円を超える事業者から委託を受けるときは、下請事業者になりますが、資本金1千万円以下の事業者に委託するときは、親事業者となります。つまり、どのクラスの事業者と取引するかによって、親事業者にもなり、下請事業者ともなり得ます。

なお、平成15年の改正で追加された、情報成果物作成委託、役務提供委託につきましても、政令で定めるものを除き、資本金5千万円を超える事業者が親事業者であり、資本金1千万円以下の事業者および個人が下請事業者とされています。

その中間にある資本金1千万円を超え5千万円以下の事業者については、資本金5千万円を超える事業者から委託を受けるときは、下請事業者になりますが、資本金1千万円以下の事業者に委託するときは、親事業者となります。

なお、政令で定めているプログラムの作成に係る情報成果物作成委託、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託につきましても、物品の製造委託および修理委託と同様の資本金規模で判断します。



(注) 「以下」にはその金額を含みますが、「超」にはその金額は含みません。
個人事業者は、常に下請事業者になります。

資本金規模が同じランクに属している事業者同士 (たとえば, 資本金 1 億円の事業者が資本金 5 千万円の事業者に委託するとき), あるいは資本金が低いランクの事業者から高いランクの事業者に委託するとき (たとえば, 資本金 1 千万円の事業者が資本金 3 千万円の事業者に委託するとき) は, 下請取引には含まれません。

(2) 取引の内容

下請法の対象となる取引は, 物品の製造委託, 修理委託, 情報成果物作成委託および役務提供委託です。なお, 家屋などの不動産は物品には該当しません。

① 製造委託

「製造委託」とは、事業者（製造業者のほか商社や百貨店などの販売事業者も含まれる。）が他の事業者（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造・加工を依頼することをいいます。

原則として規格品・標準品を購入することは、「製造委託」の対象とはなりません。規格品・標準品であっても、その一部でも自社向けの加工などをさせた場合には対象となります。さらに、カタログ品等でも汎用性が低く、下請事業者が委託を受けてから生産するような場合は「製造委託」に該当してきます。

また、製造問屋と呼ばれる卸売業者が製造を依頼すること、大規模小売店等が自社のプライベートブランド商品の製造を依頼することなど、製造設備を持たず、製造をしていない事業者が、その販売する物品についての製造を他の事業者（下請事業者）に依頼することも「製造委託」に該当します。

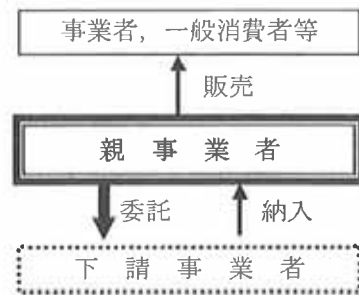
なお、親事業者が金型の製造を委託した場合、それを用いて自ら物品の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその金型を用いて製造するよう委託する場合の金型も「製造委託」となります。

「製造委託」は次の4つの類型に分けられます。

(類型1) 物品の販売を行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者（下請事業者）に委託する場合。

例えば、製品、中間製品、特注材料等の製造・加工外注、製造工程中の検査・運搬等の作業外注などがこれに当たります。

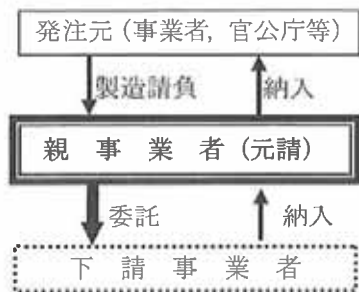
なお、販売する物品の部品等の製造に必要な金型や販売する物品の附属品（取扱説明書・保証書、容器、包装材料、ラベルなど）の製造を委託する場合もこの類型に含まれます。



(類型2) 物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者（下請事業者）に委託する場合。

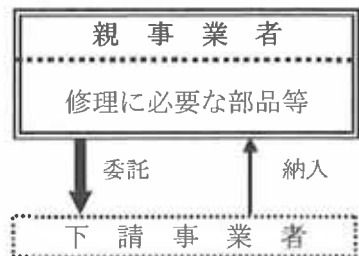
例えば、ある種の製品について受注生産しているもので、その生産の全部又は一部を他の事業者（下請事業者）に委託する場合はこれに当たります。

なお、建築物など不動産の工事請負は、「物品」の製造ではありませんので、下請法の適用の対象にはなりません。



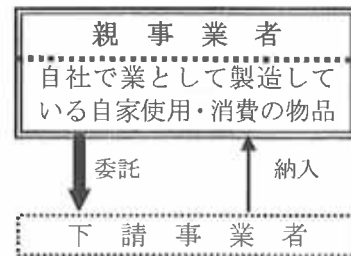
(類型3) 物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者（下請事業者）に委託する場合。

例えば、自社で修理している機械の修理に必要な特殊部品の製造又は加工を他の事業者（下請事業者）に委託する場合はこれに当たります。



(類型 4) 自家使用又は自家消費する物品を社内で製造している事業者が、その物品の製造を他の事業者

に委託する場合。
 例えば、自社の工場で使用する工具又は設備・機械類を自家製造している場合、そのもの又は一部の製造を他の事業者



に委託する場合があります。
 事業者が、「自家使用又は自家消費する物品の製造」を業として行う場合というのは、自家使用又は自家消費する物品の製造を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造（加工を含む。）を他の事業者

に委託する場合のことをいいます。したがって、単に製造する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとはいえず、下請法の対象になりません。
 なお、発注する事業所では自家製造していなくても、自社の他の事業所で当該物品を自家製造していれば「業として」行っていることとなります。

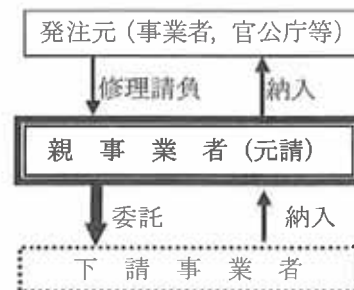
② 修理委託

「修理委託」とは、物品の修理を行う事業者が、その修理の行為の全部又は一部を他の事業者

に委託すること及びその使用する物品を自家修理している場合、その修理の一部を他の事業者

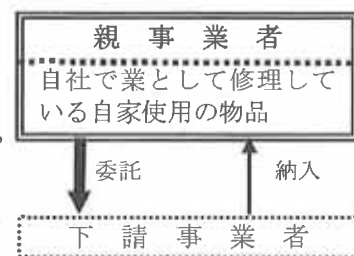
に委託する場合があります。
 「修理委託」は次の2つの類型に分けられます。

(類型 1) 物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者



(類型 2) 自家使用する物品を自家修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者

に委託する場合があります。
 例えば、自社の工場で使用している機械類や、設備機械に付属する配線・配管などの修理を社内でも行っている場合であって、その修理の一部を他の事業者



に委託する場合があります。単に修理

する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとはいえず、下請法の対象になりません。

③ 情報成果物作成委託

「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいいます。

「情報成果物」とは、次に掲げるものをいいます。

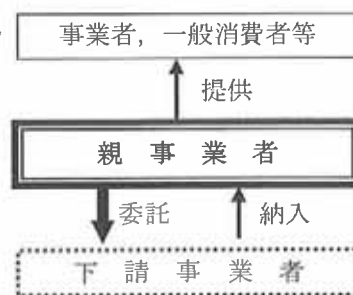
- ① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）
例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

「情報成果物作成委託」は次の3つの類型に分けられます。

(類型1) 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

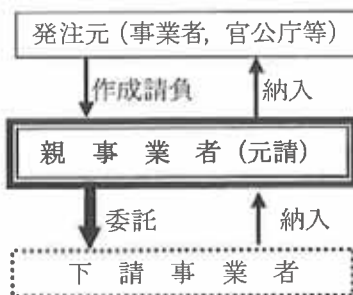
例えば、ゲームソフトメーカーがゲームソフトのプログラムの作成を他のソフトウェア開発業者に委託することや、放送事業者が放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託する場合などがこれに当たります。

情報成果物の提供が、純粋に無償の場合（例：広告宣伝物、リクルートビデオ）は類型1には該当しませんが、この場合であっても類型3に該当する可能性があります。



(類型2) 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

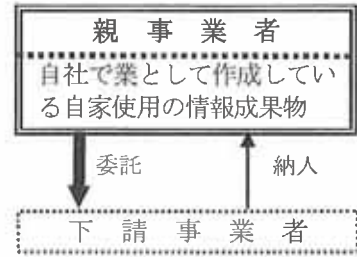
例えば、広告会社が、広告主から制作を請け負うテレビCMの制作を広告制作業者に委託する場合やソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフト



ウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託する場合などです。

(類型 3) 自らが使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

例えば、事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託する場合や広告会社が、新製品のデザインコンペ（試作競技）に参加するに当たり、デザインの作成をデザイン業者に委託する場合などです。



「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行っている場合」とは、事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合のことをいいます。したがって、社内にシステム部門があっても他の事業者へ作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを自社のシステム部門においては作成していないなど、単に作成する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとは認められません。

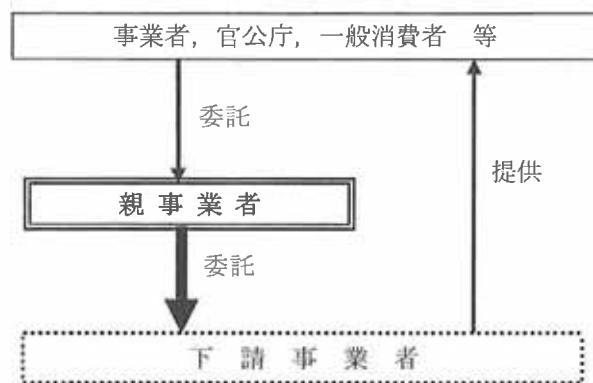
④ 役務提供委託

「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいいます。ただし、建設業を営む者が、業として請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は下請法の対象にはなりません。

「役務提供委託」の類型は以下のとおりです。

(類型) 役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

例えば貨物利用運送事業者が、請け負った貨物運送のうちの一部を他の運送事業者へ委託する場合や貨物自動車運送業者が、貨物運送に併せて請け負った梱包を梱包業者に委託する場合などです。



「(業として行う) 提供の目的たる役務」とは、委託事業者が、他者に提供する役務のことです。委託事業者が自ら利用する役務を他の事業者へ委託することは含まれていません。(他の事業者へ役務の提供を委託する場合に、その

役務が他者に提供する役務であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断します。）

また、他者に提供する役務が、純粋に無償の場合であれば下請法の対象となりませんが、その役務が販売する物品の一部として提供される場合（例えば、ソフトウェア購入者を対象とする無償サポートサービス等）には下請法の対象となります。

3 親事業者の義務

下請法上、親事業者には、以下のような義務があります。

(1) 書面の交付義務（第3条）

親事業者は、下請取引をする場合には口約束ではなく、発注後直ちに、下請代金の額、支払日、支払方法、受け取る物品など下請取引の内容を明確に記載した書面（発注書面）を、下請事業者に必ず交付しなければなりません。

書面の交付義務は、下請取引に係るトラブルを未然に防止し、下請取引の公正化を図ることを目的とするものです。

下請事業者に交付する書面には、具体的に次の事項を記載することになります。

1. 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
2. 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
3. 下請事業者の給付の内容
4. 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
5. 下請事業者の給付を受領する場所
6. 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
7. 下請代金の額（算定方法による記載も可）
8. 下請代金の支払期日
9. 手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
10. 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
11. 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

この発注書面は、原則として発注の都度交付する必要がありますが、下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間など）が一定している場合には、あらかじめ書面により通知すれば、それら事項については、個々の発注に際して交付する発注書面へ記

載しなくともよいことになっています。この場合、発注書面には「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ということを書いておく必要があります。

なお、基本的事項を通知した書面については、新たな通知が行われるまでの間は有効とされます。この場合、通知書面には、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨明記する必要があります。また、親事業者においては、年に1回、社内の購買・外注担当者に対し、基本的事項を通知した書面に記載されている内容について、周知徹底を図ることが望ましいとされています。

一 例外的な書面の交付方法一

下請法上、発注書面の具体的記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある事項がある場合は、当該事項を記載せずに下請事業者が書面を交付することが認められています。ただし、記載しなかった事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付する義務があります。

(2) 支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者は、下請事業者との合意の下に、あらかじめ、下請代金を支払うべき期日を、物品を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内に定めなければなりません。

下請代金の支払期日は、具体的には次のとおりです。

- (ア) 当事者間の取決めにより、下請事業者の物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
- (イ) 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を受領した日
- (ウ) 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

(3) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者は、納入物品を受領した日から60日を過ぎた日から実際の支払日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければなりません。

ただし、遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよいということではありません。

(4) 書類の作成・保存義務（第5条）

親事業者は、下請取引の内容を記載した書類を作成し、それを2年間保存しなければなりません。下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、親

事業者が下請事業者に不当な条件を課したかどうか、公正取引委員会が調査しやすいようにして、下請事業者を保護しようとするものです。また、一定の要件の下で、コンピュータ記録で作成・保存することができます。

具体的には次の事項を記載した書類を作成し、保存をする必要があります。

1. 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
 2. 製造委託，修理委託，情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
 3. 下請事業者の給付の内容
 4. 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は，役務が提供される期日・期間）
 5. 下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は，役務が提供された日・期間）
 6. 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は，その検査を完了した日，検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
 7. 下請事業者の給付の内容について，変更又はやり直しをさせた場合は，その内容及び理由
 8. 下請代金の額（算定方法による記載も可※1）
 9. 下請代金の支払期日
 10. 下請代金の額に変更があった場合は，増減額及びその理由（※2）
 11. 支払った下請代金の額，支払った日及び支払手段
 12. 下請代金の支払につき手形を交付した場合は，手形の金額，手形を交付した日及び手形の満期
 13. 一括決済方式で支払うこととした場合は，金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
 14. 原材料等を有償支給した場合は，その品名，数量，対価，引渡しの日，決済をした日及び決済方法
 15. 下請代金の一部を支払又は原材料等の対価を控除した場合は，その後の下請代金の残額
 16. 遅延利息を支払った場合は，遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
- ※1 下請代金の額として算定方法を記載した場合には，その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなければなりません。
- ※2 下請代金の額として算定方法を記載したときは，その算定方法に変更があった場合，変更後の算定方法，その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければなりません。

4 親事業者の禁止行為（第4条）

親事業者は，下請事業者との取引をするにあたって，以下の行為をしてはならないことになっています。これらの行為は，下請事業者の了解を得ているとして

も、下請法に違反することになります。

(1) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物を、下請事業者が納入してきた場合、親事業者が下請事業者には責任がないのに目的物の受領を拒むと下請法違反となります。また、発注の取消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しないことや、納期を延期して、給付の目的物を受領しないこと、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とすること、取引の過程において、注文内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がその内容のとおりで作成したにもかかわらず、注文と異なることなど下請法の不当な受領拒否に当たります。

なお、下請事業者には責任がある場合（下請事業者の責に帰すべき理由）とは以下のとおりです。

- (ア) 注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合
- (イ) 指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合などは除かれる。）

(2) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

親事業者は物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内で、あらかじめ定めた支払期日までに、下請事業者の下請代金を全額支払わないと下請法違反となります。支払期日は受領日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）を起算日として計算されます。その場合、検査・検収に要する日数にかかわらず、支払期日を過ぎて未払となっている場合は支払遅延になります。

一支払日が金融機関の休業日の場合

下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たってしまうことがあります。この場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど順延する期間が2日以内である場合であって、親事業者と下請事業者の間で遅延について、あらかじめ合意・書面化されている場合には、翌営業日に支払うことが認められています。

(3) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請法違反となります。この下請代金の減額は、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、発注後いつの時点で減額してもいけません。仮に親事業者と下請事業者との間で合意があった

としても、下請事業者の責に帰すべき理由なく、行為の態様、外形等から減額に該当すると評価される行為を行っている場合は違反となります。

違法な下請代金の減額の例として以下のものがあります。

- (ア) 下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立し単価改定された場合、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用して下請代金の額を減ずること。
- (イ) 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
- (ウ) 下請事業者と合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金の額から差し引くこと。
- (エ) 親事業者からの作成に必要な材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして下請代金の額を減ずること。
- (オ) 下請代金の支払に際し、端数が生じた場合、端数を1円以上の単位で切り捨てて支払うこと。
- (カ) 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。
- (キ) 親事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に下請代金の額から差し引くこと。
- (ク) 販売拡大のために協力してほしいなどの名目をつけて、下請代金の額の何%かを代金から差し引くこと。
- (ケ) 単価の引下げ要求に応じない下請事業者に対して、あらかじめ定められた下請代金から一定の割合又は一定額を減額すること。
- (コ) 販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、下請代金を減額すること。

なお、「下請事業者の責に帰すべき理由」とは、具体的には、次の場合に限定されます。

- (ア) 下請事業者の責に帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）があるとして、親事業者が、受領拒否、返品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき。
- (イ) 下請事業者の責に帰すべき理由があるとして、親事業者が、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき。
- (ウ) 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき。

事例1 食品販売業者に対する件（平成20年4月勧告）

下請事業者156名に対し、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、下請代金の額から「仕入歩引」等と称して、下請代金の額に一定率を乗じる等して得た6924万1789円を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

(4) 返品禁止 (第4条第1項第4号)

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなどを明らかにして、受領後速やかに不良品を返品することは認められますが、それ以外の場合、受領後に返品すると下請法違反になります。

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかに返品する必要があります。

通常の検査で発見できない瑕疵で、ある程度期間が経過した後に発見された瑕疵については、その瑕疵が下請事業者に責任があるものである場合、当該物品等の受領後6か月以内の返品は問題ありませんが、6か月を超えた後に返品することは認められません。

ただし、親事業者が一般消費者に対して6か月を超えて品質保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長1年以内であれば親事業者は下請事業者に返品することができます。

(5) 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)

親事業者が発注に際して下請代金を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容(役務提供委託の場合には役務の提供)に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買ったたき」に該当することになり、下請法違反になります。「不当に定める」ことにならないためには、親事業者は、下請代金の額の決定に当たって、下請事業者の事情を十分考慮し、協議を尽くすことが重要です。

下請代金の額の決定方法について、問題となるおそれのある事例として以下のものがあります。

- (ア) 多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。
- (イ) 下請事業者に見積りをさせた段階より発注内容が増えたのにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定めること。
- (ウ) 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。
- (エ) 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- (オ) 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。
- (カ) 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- (キ) 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。

一「下請代金の減額」との区別一

よく、「買ったたき」と「下請代金の減額」の区別がはっきりしないという話があります。「買ったたき」とは、親事業者が下請事業者に発注する時点で生ずるものであるのに対し、「下請代金の減額」とは、いったん決定された下請代金の額を事後に減じるものをいいます。

(6) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者を購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用して対価を支払わせたりすると、購入・利用強制となり、下請法違反となります。

例えば、自動車や背広、クリスマスケーキなどの物品だけでなく、自社が指定する保険、リース、インターネット・プロバイダ等のサービスの利用を強制した場合も下請法違反となります。また、自社の商品のみではなく自社以外の商品の購入を強制した場合も含まれます。

事例2 道路貨物運送業者に対する件（平成20年4月勧告）

下請事業者241名に対し、あらかじめ、本社各部、支店、営業所等の部門ごとに、ラーメン等の物品について販売目標数量を定め、下請事業者に対し、下請事業者との取引に係る交渉等を行っている支店、営業所等の長又は配車担当者を通じて、具体的な数量を示す等して、前記物品の購入を要請していた。下請事業者は、親事業者との今後の取引を考えやむを得ず、前記要請を受け入れて、総額2469万1440円分のラーメン等の物品を購入した。

（下請事業者に購入させた金額から親事業者が要した当該物品の仕入価格に相当する額を控除した額を支払うよう勧告。）

(7) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）

親事業者が、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすることは下請法違反となります。

これは、弱い立場にある下請事業者が、報復をおそれることなく、公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の下請法違反行為を申告できるように配慮した規定です。

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

親事業者が下請事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料を有償で支給している場合、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、

この有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者に支払わせたり下請代金から控除（相殺）をすると、下請法違反となります。

本号は、親事業者が原材料等を「自己から購入させた場合」に適用されます。自己以外の者から購入させた場合には本号は適用されません。

「下請事業者の責に帰すべき理由」としては、次のような場合が考えられます。

- (ア) 下請事業者が支給された原材料等をき損し、又は損失したため、親事業者に納入すべき物品の製造が不可能となった場合
- (イ) 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- (ウ) 支給された原材料等を他に転売した場合

(9) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すると、下請法違反となります。

下請代金を現金ではなく手形で支払うことはできますが、その場合、一般の金融機関で割り引けないような手形、割り引けても担保を取られたり、過大な割引料を取られるような手形の交付は禁止されています。

手形期間について、公正取引委員会は、繊維業では90日、その他の業種では120日を超える期間の手形については割引困難な手形とみなし、期間を短縮するよう指導しています。

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると、下請法違反となります。

—知的財産権の譲渡における「買ったたきの禁止」の規定との関係—

情報成果物等の作成に関しては、下請事業者側に知的財産権が発生する場合がありますが、下請事業者の給付の内容に知的財産権を含まない場合、下請事業者に発生した知的財産権を作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者は無償で譲渡・許諾させることは、本号の対象となります。

なお、下請事業者の給付の内容に下請事業者に発生した知的財産権を含むこととし、発注書面に明確に記載した場合も、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めることは、買ったたきとして問題となるおそれがあります。

(11) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

親事業者が下請事業者に責任がないのに、給付の受領前に、発注書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせること（給付内容の変更）や、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせること（やり直し）によって発生する費用を親事業者が負担せず、下請事業者の利益を不当に害することになる場合は、下請法違反となります。

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、次の場合に限定されます。

- 「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められる場合
 - (ア) 下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合
 - (イ) 給付を受領する前に下請事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が注文とは異なる又は給付に瑕疵等があることが、発注書面に照らして合理的に判断されるので内容を変更させる場合
 - (ウ) 発注書面に照らして、注文と異なるもの又は瑕疵等があるものが給付されたので、やり直しをさせる場合
- やり直しをさせることのできる期間
 - (ア) 直ちに発見できる瑕疵の場合
通常検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかにやり直させる必要があります。
 - (イ) 直ちに発見できない瑕疵の場合
通常検査で発見できない瑕疵について下請事業者に責任があるものである場合は、当該物品等の受領後1年以内のやり直しは問題はありませんが、1年を超えた後にやり直させると、下請法違反となります。
ただし、親事業者がユーザー等に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めているのであれば、当該期間内のやり直しは問題ありません。

5 違反行為に対する措置と手続

(1) 報告・検査等

下請法違反に関する取締りのため、公正取引委員会は毎年、定期的に親事業者と下請事業者の双方から文書による報告を求めています。その報告書を調査して疑わしい行為があれば、立入検査などにより事実を確かめたうえ、違反行為を是正するよう違反親事業者に対して指導・勧告をしています。

中小企業庁も下請法違反があるかどうかについて、親事業者と下請事業者の双方を調査できることになっており、違反を発見すると、行政指導を行うとと

もに、公正取引委員会に対し措置を採るように請求することができます。

(2) 改善勧告・公表

公正取引委員会は、親事業者が下請法第4条（親事業者の遵守事項）に違反していると認めるときは、親事業者に対して違反行為をやめるよう下請法第7条（勧告）に基づく勧告や警告の行政指導をします。そして、勧告した場合は原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしています。

(3) 罰則

親事業者の義務違反や公正取引委員会の検査妨害に対しては、50万円以下の罰金が課せられます。罰則の対象となるのは、次の行為であり、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社も罰せられることになります。

- 書面の交付義務違反（第10条第1号）
- 書類の作成及び保存義務違反（第10条第2号）
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告（第11条）
- 立入検査の拒否、妨害、忌避（第11条）

1 景品表示法の趣旨・目的

競争が正しく機能するためには、消費者の商品選択が適正に行われることが必要不可欠です。消費者の選択を通じて、安くてよい商品を生産・販売する事業者が競争に勝ち残るのが自由市場経済の正しい姿ですが、実際には、そのような事業者が優位に立たず、むしろ品質や価格の点で劣る事業者が勝利者となることも少なくありません。そのようなことが起こる理由は様々ですが、その中の一つに、事業者に比べて、消費者の知識が不十分であるため、誇大な又はぎまんのな広告・表示などを利用した不公正な競争手段によって、消費者の商品選択がゆがめられることがあります。

不公正な競争手段によって顧客を獲得しようとする行為は、消費者の正しい商品選択をゆがめるだけでなく、商品の価格と品質で競争している事業者を不利にし、対抗して競争するために同じような手段をとらせることとなります。このような競争手段を放置すると、独占禁止法の目的である公正な競争、つまり価格と品質による競争を阻害することになりかねません。

誇大広告や虚偽表示、あるいは過大な景品提供によって顧客を誘引することは、公正な競争のルールに反します。そこで、独占禁止法では、「不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること」を不公正な取引方法の一類型として禁止しています。しかし、これらの行為は、その性格上、迅速かつ効果的に規制する必要がありますので、昭和37年に、独占禁止法の特例を定める法律として景品表示法が制定されました。

2 景品の規制

(1) 景品の定義

景品というと、パチンコの景品を思い浮かべる人が多いでしょう。しかし、これは、景品表示法でいう景品には該当しません。景品表示法では「景品類」という用語が使われています。

「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品やサービスの取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益をいいます。「経済上の利益」のうち、値引き、アフターサービス、附属品と認められるものは、景品類から除かれています。

例えば、次のようなものは値引きに当たり、景品規制の対象にはなりません。

- ア 自己の供給する商品又は役務の対価の減額
- イ 金銭の割戻し・キャッシュバック
- ウ 実質的に同一と認められる商品の付加（数量のおまけ）

(2) 景品規制の方法

景品類の提供に関する具体的な制限については、景品表示法で直接規制され

るのではなく、公正取引委員会が定める告示によって行われています。

公正取引委員会は、この告示によって景品類の提供限度額、種類、提供の方法その他景品類の提供に関する事項の制限をしたり、場合によっては景品類の提供そのものを禁止することができます。

景品類を提供する方法により、一般懸賞、共同懸賞、総付景品、オープン懸賞に分かれます。

(3) 懸賞による景品の制限

「懸賞」というのは、取引に附随して、くじその他偶然性を利用することによって、景品類の提供の相手方又は提供する景品類を定める方法のことをいいます。くじその他偶然性を利用するとは、パズル・クイズの正誤・キャッチフレーズ・コンテストの優劣等により当選者を定めるものも含まれます。事業者が懸賞の方法により提供する景品類の最高額及び総額は、下表の範囲内でなければなりません。また、景品類を提供する相手は事業者であるか消費者であるかは問いません。

懸賞景品の制限の内容

種類	取引価額	景品類の最高額	景品類の総額
一般懸賞	5千円未満	取引価額の20倍	売上予定総額の2%
	5千円以上	10万円	
共同懸賞	金額にかかわらず	30万円	同 3%

また、「共同懸賞」というのは、商店街などにおいて、年末年始や中元のシーズンに、多数の事業者が参加して行うものをいいます。一定地域の同業者が共同して行うキャンペーンなども共同懸賞に含まれます。

- ① 一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合
- ② 一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合（ただし中元、年末等の時期において、年3回を限度とし、かつ、年間通算して70日の期間内で行う場合に限る。）
- ③ 一定の地域において一定の種類の実業を行う事業者の相当多数が共同して行う場合をいいます。

「一定の地域」とは、原則として市町村以上の区域をいいます。「相当多数」とは、共同懸賞の参加者がその地域における「小売業者又はサービス業者」又は「一定の種類の実業を行う事業者」の過半数であり、かつ、通常その共同懸賞に参加する者の大部分である場合です。

(4) 一般消費者向け総付景品の制限

一般消費者に対して、取引に附随して、懸賞の方法によらず提供する景品類（すべての相手方に景品類を提供することから、総付景品とかベタ付け景品と呼ばれています。）の最高額については、以下の制限があります。

総付景品には、①商品の購入者全員に提供するもの、②小売店が入店者全員に提供するもの、③申込み又は入店の先着順に提供するもの、などがあります。

① 総付景品の最高額の制限

次表の範囲内であって、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度内であればなりません。

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の10分の2

② 以下のア～エについては、景品類に該当する場合であっても、正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲内では、総付景品の制限に関する規定は適用されません。

ア 商品の販売・使用のため又は役務の提供のために必要な物品・サービス

イ 見本その他宣伝用の物品・サービス

ウ 自己の供給する商品・役務の取引において用いられる割引券その他割引を約する証票

エ 開店披露、創業記念等の行事に際して提供する物品・サービス

(5) オープン懸賞告示の廃止

取引に附随しないで新聞広告などにより告知し、はがきなどで応募させ、くじの方法等により賞品、賞金を提供する行為（オープン懸賞といいます。）は、景品表示法の対象にはなっていません。従来、公正取引委員会では、オープン懸賞告示により、オープン懸賞で提供できる賞品等の最高額を1000万円までと規定していましたが、平成18年4月に同告示が廃止され、1000万円という上限額は撤廃されました。

(6) 特定業種における景品の制限

次の4業種については、それぞれの業種の特性に応じて具体化した景品提供の制限が定められています。

①新聞業、②不動産業、③雑誌業、④医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業

3 不当表示の規制

虚偽又は誇大な表示によって顧客を誘引する行為は、消費者の適正な商品選択を妨げるとともに、正しい表示をしている事業者との関係で公正な競争手段とはいえません。景品表示法は、一般消費者に誤認される表示について、次の3類型に分けて規制しています。

① 商品・サービスの内容についての不当表示（優良誤認表示）

② 商品・サービスの取引条件についての不当表示（有利誤認表示）

③ 公正取引委員会が指定する不当表示

（無果汁の清涼飲料水等の表示、原産国の表示、有料老人ホームの表示など6つの不当表示を指定）

①と②の不当表示に当たる共通の要件は、実際のもの又は競争者のものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認を与える表示です。

これは、例えば、児童向け商品において、児童が、表示から受ける印象、期待感と実際のものとの間に違いがある場合も含まれます。

(1) 商品・サービスの内容についての不当表示

商品・サービスの品質、規格その他の内容について、実際のもの又は競争者のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であり、一般消費者に誤認を与える表示を優良誤認表示といいます。

なお、公正取引委員会は、優良誤認表示か否かを判断する必要があると認めるときは、表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。この場合、事業者が資料を提出しないときは、当該表示は、不当表示とみなされます。

不当表示の事例をその内容別に見てみましょう。

① 原材料

事例1 馬肉商品の製造販売業者ら5社に対する件（平成19年12月排除命令）

馬肉商品の製造販売業者ら5社は、馬肉商品又は馬肉を用いた料理を一般消費者に販売するに当たり、あたかも、霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉であるかのように示す表示をしていたが、実際には、馬肉に馬脂を注入する加工を行ったものであった。

事例2 製紙会社8社に対する件（平成20年4月排除命令）

製紙会社8社は、コピー用紙を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、原材料に用いられた古紙パルプの割合（古紙配合率）を表示していたが、実際の古紙配合率は、表示されたものを大きく下回るものであった。

事例3 日本生活協同組合連合会に対する件（平成20年7月排除命令）

日本生活協同組合連合会は、衣料品を各会員生協を通じて各会員生協の組合員である一般消費者に販売するに当たり、実際にはカシミヤがほとんど用いられていないものであったにもかかわらず、原材料としてカシミヤが50パーセント用いられているかのように表示していた。

② 成分の含量

事例4 大豆イソフラボンを含む食品の販売業者2社に対する件（平成18年11月排除命令）

大豆イソフラボンを含む食品の販売業者は、大豆イソフラボンを含む食品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、実際には当該食品1粒当たりに含まれる大豆イソフラボンの量が約0.025ミリグラムにすぎないものであったにもかかわらず、当該食品1粒当たりに含まれる大豆イソフラボンの量が25ミリグラムであるかのように表示していた。

③ 効果・性能

事例5 小林製薬株式会社に対する件（平成20年6月排除命令）

小林製薬(株)は、トイレ用芳香消臭剤等を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、あたかも、トイレ内が除菌されたり、便器表面の黒ズミの発生を防ぐことができるかのように表示をしていたが、実際には、そのような効果があるとは認められないものであった。

事例6 自動車の燃費向上等を標ぼうする商品の製造販売業者ら19社に対する件（平成20年2月排除命令）

自動車の燃費向上等を標ぼうする商品の製造販売業者ら19社は、それぞれ、当該商品を一般消費者に販売するに当たり、あたかも、当該商品を自動車の燃料に混入させること等により、自動車の燃費が向上するかのよう示す表示を行っていたが、公正取引委員会が当該19社に対して当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、当該19社は、期限内に資料を提出したが、提出された資料は表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

④ サービスの内容

事例7 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対する件（平成19年10月排除命令）

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、第三分野の保険商品の販売に当たり、実際には、被保険者が上皮内新生物にり患していると診断され、かつ、その治療を目的とした入院中に所定の手術をしたときに一時金が支払われるものであったにもかかわらず、当該保険に加入すれば、被保険者が上皮内新生物にり患していると診断されるだけで一時金が支払われるかのように表示していた。

事例8 全日本空輸株式会社に対する件（平成20年8月排除命令）

全日本空輸(株)は、「プレミアムクラス」と称する空港サービス及び機内サービスを一般消費者に提供するに当たり、当初は新型座席が設置されている便はなく、大部分の便において従来から使用されていた座席をそのまま提供し、その余の便においても従来から使用されていた座席を生地の張替え及び座席間隔の変更をして提供しているものであったにもかかわらず、「プレミアムクラス」を利用すれば、座席の頭部の両側部分に仕切りを設け、隣の座席の人から顔が見えないようにするなどした新型座席を利用することができるかのように表示していた。

⑤ 走行距離

事例9 株式会社アイビーに対する件（平成18年10月排除命令）

㈱アイビーは、展示場に展示した中古二輪自動車32台について、走行距離計を巻き戻し、又は走行距離計を走行距離数のより少ないものに交換することにより、走行距離数を実際より過少に表示し、また、前記32台の中古二輪自動車のうち24台について、中古二輪自動車雑誌において、走行距離数を実際より過少に表示していた。

⑥ 原産地等

事例10 日本ヒルトン株式会社に対する件（平成20年12月排除命令）

日本ヒルトン㈱は、自社が運営するホテル内の飲食店において、料理を提供するに当たり、あたかも、①牛肉を用いる料理に前沢牛の肉を、②野菜を用いる料理にオーガニック野菜を、③ボタンエビを用いる料理に北海道産ボタンエビを、それぞれ用いているかのように表示していたが、実際には、牛肉の大部分は前沢牛の肉ではなく、野菜の大部分はオーガニック野菜ではなく、ボタンエビはすべてカナダ産のものであった。

(2) 商品・サービスの取引条件についての不当表示

商品やサービスの価格、数量などの取引条件について、実際のもの又は競争者のものよりも著しく有利であると誤認される表示を有利誤認表示といいます。

① 価格等に関する不当表示

実際にはそれほど安くないのに、著しく安いかのように見せかける価格表示のうち、特に多いのは、実売価格のほかに比較対照とする価格を併せて表示する「二重価格表示」です。二重価格表示そのものが禁止されているわけではありませんが、例えば、「1万円のを5千円」という表示で、その商品は最初から5千円のもので、比較対照価格である1万円というのは根拠のない架空のものであれば、不当表示になります。

「当店通常価格の5割引」というのも二重価格表示の一種であり、「当店通常価格」が根拠のない架空のものであれば、不当表示になります。

公正取引委員会は、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」を公表し、景品表示法上の考え方を明らかにしています。

事例11 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する件（平成20年7月排除命令）

東日本電信電話㈱及び西日本電信電話㈱は、それぞれ「ひかり電話」と称するIP電話を一般消費者に提供するに当たり、チラシ等において、光ファイバ設備を用いた通信サービスの利用料が掛かるにもかかわらず、通話料以外に「ひかり電話」の月額基本料のみで利用できるかのように、通話料が8.4円なのは限られた対象であるにもかかわらず、通話対象に関係なく8.4円であるかのように、料金プランに含まれる通話料は限られた対象への通話に限られるにもかかわらず、通話対象に制限がないかのように等、それぞれ表示していた。

事例12 九州電力株式会社に対する件（平成20年10月排除命令）

九州電力(株)は、一般消費者に配布したリーフレットにおいて、あたかも、オール電化住宅の方が1年間で最大約10万円又は30年間で約300万円得になるかのように表示していたが、実際には、オール電化住宅とするためには、機器の購入費用及びこれらの設置のための工事費用が必要であり、かつ、長期間にわたりオール電化住宅を使用するためには、これらの機器の買換えに伴う費用が必要であることから、表示された金額が得になるとはいえないものであった。

事例13 株式会社光雲堂に対する件（平成20年10月警告）

(株)光雲堂は、仏壇を販売するに当たり、一般日刊紙に掲載した広告において、例えば、「通常価格148万円～970万円の品が48万円～380万円（税込）」と、「通常価格」と称する比較対照価格を実際の販売価格に併記していたが、実際には、当該「通常価格」は、最近相当期間にわたって販売された価格とはいえないものであり、一般消費者に誤認される疑いがある表示を行っていた。

② 内容量に関する不当表示

商品の内容量について、包装に記載した内容よりも実際の内容量が著しく少ないような場合に問題となります。

事例14 株式会社丸井今井に対する件（平成18年6月排除命令）

(株)丸井今井が、同社の札幌本店及び旭川店に設置したギフトセンターにおいて販売した歳暮用の6品目の牛肉の詰め合わせ商品のそれぞれの牛肉の量は、当該商品見本と同一視野に掲示した「ご注文カード」の「梱包重量」欄記載の重量の40%～60%に相当する量にすぎないものであった。

③ 過大包装による不当表示

商品の内容量が実際には少ないものであるにもかかわらず、外装によってあたかも容器一杯に入っているかのように見せかける表示を過大包装といいます。かつて観光土産品、歯磨き、食品のりなどでよく見られました。

事例15 観光土産品製造販売業者5社に対する件（平成14年3月排除命令）

観光土産品製造販売業者5社が販売する観光土産品（菓子類）の内容物は、包装箱の総容量の19～38%に相当する量しか入っていなかった。

質問コーナー

Q 実際の販売価格に、市価や自店通常価格などの比較対照価格を並べて表示する二重価格表示は、なぜ取り締まる必要があるのでしょうか。

A 景品表示法は、二重価格表示を行うこと自体を禁止してはいません。販売される商品・サービスの価値を反映した価格を比較対照価格とする場合であれば、二重価格表示は、むしろ消費者に実際の販売価格の意味についてより良い情報を与えることになるからです。

景品表示法に違反する二重価格表示は、比較対照価格が、以下の例のように販売される商品・サービスの価値を反映せず、消費者が実際に販売される価格を商品・サービスの価値やその販売店での日頃の価格との対比で誤って有利であると誤認する場合です。

(例1) 「当店通常販売価格」として実際にはその価格で最近相当期間販売されたことのない高い価格を比較対照価格として用いる場合。

(例2) メーカーが希望小売価格を設定していないのに、架空の価格を「メーカー希望小売価格」と称して比較対照価格として用いる場合。

(例3) 「市価」と称して、実際に販売している商品とは異なる高級品の市価を比較対照価格として用いる場合。

(3) 公正取引委員会が指定する不当表示

上記の不当表示のほか、商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定する不当表示があります。

一般消費者に誤認されるおそれがあれば十分で、著しく優良とか有利という要件はありません。また、誤認を排除するために一定の表示を義務付けることもできます。現在、次の6つの不当表示が指定されています。

① 無果汁の清涼飲料水等についての表示（昭和48年）

果汁や果肉が含まれていない飲料等について誤認されるおそれのある表示を規制しています。

事例16 清涼飲料販売業者5社に対する件（平成16年2月排除命令）

清涼飲料販売業者5社は、それぞれ、アメリカ合衆国から輸入し、直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している、原材料に果実の果汁または果肉が使用されていない清涼飲料に関し、容器に果実の名称を用いた商品名等及び図案を掲げる等により、原材料に当該果実の果汁または果肉が使用されているかのような印象を与える表示がなされているにもかかわらず、当該清涼飲料の原材料に果汁または果肉が使用されていない旨を容器に明瞭に記載していなかった。

② 商品の原産国に関する不当な表示（昭和48年）

国産品が外国産品と、外国産品が国産品と誤認されるおそれのある表示を規制しています。優良であるか否かに関係なく、その商品がどの国で生産されたものであるか一般消費者が判別することが困難である場合に、不当表示となります。

事例17 日本シイベルヘグナー株式会社に対する件（平成20年6月排除命令）

日本シイベルヘグナー(株)は、システム手帳を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、大部分の商品の原産国は中国であり、その他の商品の原産国はインドであったにもかかわらず、当該商品の原産国が英国であるかのように表示していた。

- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示（昭和55年）
アドオン方式による利息の表示など融資費用に関して誤認されるおそれのある表示を規制しています。
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示（昭和55年）
不動産の取引可能性について誤認されるおそれのある表示を規制しています。

事例18 株式会社エイブルに対する件（平成20年6月排除命令）

(株)エイブルは、一般消費者に対し、住宅の賃貸借を媒介するに当たり、同社がインターネット上に開設したウェブサイト等に掲載した広告において、広告の表示期間よりも前に既に賃借されていたり、物件が存在しないため、取引することができないものであったにもかかわらず、あたかも賃借することができるかのように表示していた。

- ⑤ おとり広告に関する表示（平成5年）
不動産以外の商品・サービスの取引可能性について一般消費者に誤認される表示を規制しています。ビラやチラシで安く購入できるかのような表示をしているにもかかわらず、実際には、その商品が店に置いていなかったり、あっても数量がわずかであったり、他の高い商品を勧めたりすることを規制しています。
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年）
有料老人ホームが提供する各種サービスの内容等に関して誤認されるおそれのある表示を規制しています。

事例19 有料老人ホーム等の施設を営む事業者3社に対する件（平成19年2月排除命令）

有料老人ホーム等の施設を営む事業者は、自らが運営する有料老人ホームの入居者を募集するに当たり、例えば、あたかも、4医療機関との間で、当該医療機関の医師が定期的な往診を実施する協力関係及び24時間の協力関係があるかのように表示していたが、実際は、2医療機関とは医師が定期的な往診を実施する協力関係がなく、1医療機関とは24時間の協力関係がなかったことから、記載されている内容は事実と異なるものであり、医療機関との協力の内容を明りょうに記載していないものであった。

質問コーナー

Q 公正取引委員会の比較広告に関する考え方を教えてください。

A 日本では、比較広告があまり行われず、一部には景品表示法により比較広告が禁止されているとの誤解もありました。実際には、景品表示法は、あくまでも消費者を誤認させて適正な商品やサービスの選択を妨げる表示を禁止するための法律であり、比較広告自体を禁止するものではありません。

公正取引委員会は、日本の事業者が比較広告の経験をあまり持っていなかったことを踏まえて、適正な比較広告が行われるようにするため、昭和62年4月、「比較広告に関する景品表示法上の考え方」というガイドラインを公表しています。このガイドラインによれば、比較広告を行う場合、それが消費者を誤認させることとならないようにするためには、

- ① 比較広告で主張する内容の全体が客観的に実証されていること
- ② 実証されている数値や事実が正確かつ適正に引用されていること
- ③ 比較項目や比較対照商品の選択において比較が公正になされていることが必要です。

4 違反行為に対する措置と手続

(1) 公正取引委員会による措置

① 事情聴取、資料収集

違反の疑いがある行為があった場合、公正取引委員会は、これらの行為を行っている事業者からの事情聴取や資料を収集して調査します。

② 弁明の機会の付与

調査の結果、景品表示法に違反すると認められた場合は、その事業者に対して弁明の機会を与えます。その際、事業者は、公正取引委員会の調査結果に対して、書面による弁明、証拠の提出などを行うことができます。

③ 排除命令

弁明の機会の付与の結果、なお違反事実があると認められる場合には、公正取引委員会により、違反行為をやめるように、あるいは将来違反行為を繰り返さないようにすることなどを内容とする排除命令が行われます。

排除命令に対しては、30日以内に不服の申立てをすることができます。不服の申立てがあると、公正取引委員会は、独占禁止法の規定による審判手続を開始します。

(2) 都道府県による措置

不当な景品類の提供や不当表示の規制は、公正取引委員会のほか、都道府県知事も行っています。都道府県知事は、景品表示法の運用について、次のような権限をもっています。

- ① 不当な景品類の提供や不当な表示があるとき、その違反行為者に対し、その行為を取りやめるべきことやその行為が再び行われることを防止するために必要な事項を指示すること（都道府県知事の指示）。
- ② 違反行為者が指示に従わないとき、その他必要があると認めるときは、公

公正取引委員会に対し、必要な措置を採るよう求めること（公正取引委員会への措置請求）。

- ③ 指示又は措置請求を行うため、必要がある場合は、事業者又は関連事業者に対し報告を求め、立入検査をし、又は質問をすること。

なお、報告しなかったり、検査を妨害等した場合には、50万円以下の罰金が科されます。

5 公正競争規約

公正競争規約は、景品表示法の目的達成のために、公正取引委員会の認定を受けて、事業者や事業者団体が景品又は表示に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。

公正競争規約で定めることのできる内容は、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するための景品又は表示に関する事項に限られますが、このほか、規約を運用するために必要な組織や手続に関する規定を定めることもできます。

具体的にどのような内容を定めるかは、規約を設定する事業者や事業者団体が決めることですが、例えば、表示に関する公正競争規約では、通常、次のようなものが定められています。

- ① 必要な表示事項を定めるもの（原材料名、内容量、期限表示、製造業者名の表示を義務付けることなど）
- ② 特定事項の表示基準を定めるもの（不動産広告の徒歩による所要時間は、80メートルにつき1分の換算で表示することなど）
- ③ 特定用語の表示基準を定めるもの（「全糖」という用語は、甘味料として砂糖、ぶどう糖等糖類のみを用いたものに使用し、人工甘味料を混用しているものには使用しないことなど）
- ④ 特定用語の表示を禁止するもの（乳飲料には、原則として「牛乳」、「ミルク」の用語を使用しないことなど）
- ⑤ 客観的な事実に基づく根拠なしにNo. 1表示することを禁止するもの

公正競争規約一覧

公正競争規約数		106件
内 訳	景品規約	38件
	表示規約	68件

景品に関する公正競争規約					
食 品 一 般	11 規 約	アイスクリーム類及び氷菓業 トマト加工品業 即席めん類製造業 ビスケット業 チョコレート業 チューインガム業 凍豆腐製造業 みそ業 しょうゆ業 ソース業 カレー業	家庭用品	1 規 約	家庭電気製品業
			医薬化粧品等	5 規 約	医療用医薬品製造販売業 医療用医薬品卸売業 化粧品石けん業 家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業 歯みがき業
			出版物等	3 規 約	新聞業 出版物小売業 雑誌業
			自動車等	3 規 約	自動車業 タイヤ業 農業機械業
			不動産	1 規 約	不動産業
			酒 類	7 規 約	果実酒製造業 ビール製造業 洋酒製造業 清酒製造業 合成清酒等製造業 しょうちゅう乙類製造業 酒類輸入販売業
			その他	4 規 約	写真機類卸売業 ペットフード業 衛生検査所業 医療機器業

表示に関する公正競争規約

食 品 一 般	37 規 約	飲 用 乳 はっ酵乳・乳酸菌飲料 殺菌乳酸菌飲料 チ ー ズ アイスクリーム類及び氷菓 は ち み つ 類 ローヤルゼリー う に 食 品 辛子めんたいこ食品 削 り ぶ し 食 品 の り 食 品 缶 詰 トマト加工品 粉 わ さ び 生 め ん 類 ビスケット類 チョコレート類 チョコレート利用食品 チューインガム 凍 豆 腐 食 酢 果 実 飲 料 等 コーヒー飲料等 合 成 レ モ ン 豆 乳 類 マーガリン類 観 光 土 産 品 レギュラーコーヒー等 ハム・ソーセージ類 食 肉 包 装 食 パ ン 即 席 め ん 類 等 み そ ドレッシング類 し ょ う ゆ も ろ み 酢 食 用 塩	わ身 りの 品ま	2 規 約	帯締め及び羽織ひも 眼 鏡 類
		用家 品庭	2 規 約	家庭電気製品製造業 家庭電気製品小売業	
		医 化薬 粧品 品・ 等	5 規 約	化 粧 品 化 粧 石 け ん 家庭用合成洗剤及び家庭 用石けん 歯 み が き 防 虫 剤	
		自 動 車 等	4 規 約	自 動 車 業 二 輪 自 動 車 タ イ ヤ 農 業 機 械	
		不 動 産	1 規 約	不 動 産	
		ス サ 業 ー ビ	3 規 約	募集型企画旅行 銀 行 業 指定自動車教習所業	
		そ の 他	7 規 約	写真機類小売業 ペットフード 釣 竿 ピ ア ノ スポーツ用品 電子鍵盤楽器 記録メディア製品	
酒 類	7 規 約	ビ ー ル 輸 入 ビ ー ル ウ イ ス キ ー 輸 入 ウ イ ス キ ー しょうちゅう乙類 泡 盛 酒 類 小 売 業			

6 疑問に思ったら相談を

独占禁止法は普及してきたとはいえ、まだ専門家の間でさえ難解な法律だといわれています。行動を起こす前に疑問があったら相談に行くことをお勧めします。また、独占禁止法に違反する事実があると思うときは、その事実を公正取引委員会へ報告して、調査をしてもらうこともできます。

1 公正取引委員会への相談

公正取引委員会は、東京にある本局のほか、各地に地方事務所・支所を置いています。相談はいつでも受け付けていますので、気軽に相談に行くことをお勧めします。

公正取引委員会の相談窓口は、次ページに掲載してあります。

2 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、中小企業からの相談業務体制の一環として、全国の商工会議所及び商工会の協力を得て、「独占禁止法相談ネットワーク」を設けています。これは、中小企業の方が、独占禁止法（下請法・景品表示法を含む。）に関する相談をより容易に行えるよう、全国の商工会議所及び商工会に設けられている相談窓口において、中小企業からのこれらの法律についての相談を受け付け、公正取引委員会へ取り次ぐことにより、迅速かつ的確に処理を行おうとするものです。

3 財団法人公正取引協会

財団法人公正取引協会は、競争に関する法と政策の専門調査研究機関で、事業者・弁護士・学者を会員とする公益法人ですが、独占禁止法（下請法・景品表示法を含む）についての相談を、会員・非会員を問わず受け付けています。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12
日本ガス協会ビル6階
電話 (03) 3595-2041
FAX (03) 3595-1570
URL : <http://www.koutori-kyokai.or.jp/>

公正取引委員会の相談窓口一覧

公正取引委員会は、東京に本局，各地方に地方事務所が置かれているほか，内閣府沖繩総合事務局に公正取引室が設けられています。

公正取引委員会事務総局

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1
中央合同庁舎6号館B棟
電話 03(3581)5471(代表)
URL : <http://www.jftc.go.jp/>

- 独占禁止法についての一般的な相談・・・・・・・・・・官房総務課
- 株式所有，合併，分割，営業譲受等の届出・・・・・・・・経済取引局企業結合課
- 事業者団体，中小企業等協同組合の届出・・・・・・・・取引部取引調査室
- 事業者団体の活動，流通・取引慣行，知的財産，
共同研究開発等についての相談・・・・・・・・取引部相談指導室
- 下請法についての相談・・・・・・・・取引部企業取引課
- 下請法違反被疑事実についての申告・・・・・・・・取引部下請取引調査室
- 景品表示法についての相談・・・・・・・・取引部消費者取引課
- 景品表示法違反被疑事実についての申告・・・・・・・・取引部景品表示監視室
- 独占禁止法違反被疑事実についての申告・・・・・・・・審査局情報管理室

公正取引委員会地方事務所

各地方事務所でも、届出、申告、相談を受け付けています。
 <まず総務課に御連絡ください>

北海道事務所 電話 011 (231) 6300 FAX 011 (261) 1719	〒060-0042 札幌市中央区大通西1-2丁目 札幌第3合同庁舎5階
東北事務所 電話 022 (225) 7095 FAX 022 (261) 3548	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階
中部事務所 電話 052 (961) 9421 FAX 052 (971) 5003	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館4階
近畿中国四国事務所 電話 06 (6941) 2173 FAX 06 (6943) 7214	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階
近畿中国四国事務所 中国支所 電話 082 (228) 1501 FAX 082 (223) 3123	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階
近畿中国四国事務所 四国支所 電話 087 (834) 1441 FAX 087 (862) 1994	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎5階
九州事務所 電話 092 (431) 5881 FAX 092 (474) 5465	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 電話098 (866) 0049 FAX098 (860) 1110	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

景品表示法の消費者庁への移管について

景品表示法は、平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁に移管されました。

平成 21 年 9 月 1 日以降、景品表示法違反に関する情報提供、景品表示法に関する相談については、03-3507-8800（消費者庁代表）から、次の担当部署にお願いいたします。

○景品表示法違反に関する情報提供

表示対策課 景品・表示調査官（情報管理）

電子情報により提供（オンライン提供）される方は、消費者庁ホームページ（<http://www.caa.go.jp>）からお願いいたします。

なお、景品表示法違反に関する情報提供は、公正取引委員会の地方事務所取引課等でも受け付けています。

○事業者からの景品表示法に関する相談

表示対策課 指導係

詳細は、消費者庁ホームページ（<http://www.caa.go.jp>）をご覧ください。

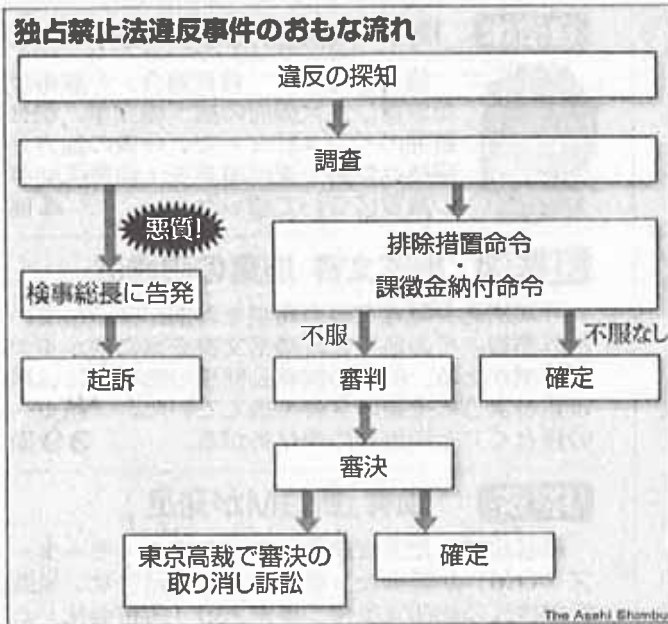
【消費者庁の住所・郵便番号】

〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー5F

最近の事案 (新聞記事)

ニュースがわからん!

公正取引委員会ってどんな組織じゃ



ホー先生 弁当の値引き販売を加盟店にさせないようにしたとしてセブンイレブンを処分し、職員が談合に關与した国土交通省に注文を付けた公正取引委員会(公取委)ってどんな組織なんじゃ?

A 市場経済の基本は公平

ホー先生 弁当の値引き販売で公正な競争だ。それを支えるのが独占禁止法で、公取委は、この法律の番人と言える国の行政機関だ。すぐく立ち回ろうとする企業を取り締まる。職員は約800人で、20人の弁護士や公認会計士らも期限付きで採用している。

企業のずるい商売に目を光らせ、処分する

ホー 公取委は、どんなことにちかみをきかすのかな?

A 競争相手とこそそこそ話し合って商品が値下がりしないようにするカルテルや、公共工事の入札前にこっそり「今回はあなたの会社が落札する番だ」などと決めてしまふ談合などだ。

ホ 他には?

A 大企業が、立場の弱い取引先に不利益を強いることも「優越的な地位の乱用」といつて許されない。セブンイレブンはこの例だ。人気ゲームソフト「ドラゴンクエストIV」を小売店に売る時に、「人気がないソフトと一緒に売ると売ってやらない」と言った間屋も処分された。

ホ 処分とは、例えば?

A 違法行為をやめさせる「排除措置命令」もあるし、違法行為で得た売り上げの一部を「課徴金」として納めさせることもある。一方で、問題をキャッチしやすくする「アメ」もある。まずいことをしたと思っ、公取委に「自首」した企業の課徴金を減免する仕組みだ。逆に相当悪質だと、検察庁に告発して刑事裁判にかけられる。

ホ 処分に異論があれば?

A 不服なら審判を請求し、審決を受ける。それでも不服なら行政訴訟を起こすことになる。ただ、この審判には批判が強い。結論を出す裁判官役の「審判官」と、処分は正しいと主張する検察官役の「審査官」が、同じ公取委の人間だからだ。

ホ 企業の取り締まりが主な仕事なんじゃな。

A 企業の合併が独禁法に触れないか、事前相談も受けている。誇大広告かどうかチェックするのも仕事だ。

ホ そう言えは、秋に消費者庁ができるはずじゃが。

A 誇大広告のチェックなどは消費者庁の仕事になるから、公取委からも約40人が「移籍」する。(小島寛明)

〈2009・7・11〉朝日

■あなたの「わからん!」お知らせください。wakaran@asahi.com

セブンイレブンを提訴へ

加盟店経営7人「値引き制限で損害」

コンビニエンスストア最大手のセブンイレブン・ジャパンが、フランチャイズチェーン加盟店に消費期限の近づいた弁当などの値引き販売を制限したとして公正取引委員会から排除措置命令を受けた問題で、加盟店経営者7人が29日に、本来得られた利益が減ったとして、同社に計約2億3千万円の損害賠償を求め東京高裁に提訴することが分かった。

原告側の経営者によると、訴えるのは北海道と千葉、大阪、兵庫、岡山各府県の経営者。値引き

販売で消費期限切れによる廃棄が約8割減らせたとして損害額を算出し、1人当たり約1400万円、5200万円を求め

21.9.28 旺

命令。福島県の経営者も8月、3千万円の損害賠償を求め東京地裁に提訴している。

加盟店、値引き販売拡大も

21.9.29 旺

セブンイレブン・ジャパンは消費期限が近づいた弁当類の値下げ問題で、来週にも公正取引委員会から出されていた排除措置命令を受け入れる方針を固めた。同社が作成した値下げに関するガイドラインを公表しているため、セブンイレブンはガイドラインに沿えば無秩序な値下げは避けられるとみる。しかし基準ができることで、逆に加盟店の値引き販売が広がる可能性もある。

公正取引委員会は6月22日、セブンイレブンが加盟店の値下げ販売を不当に制限したとして、独占禁止法違反(優越的地位の乱用)

セブンイレブン 排除命令受け入れへ

セブンイレブンの排除措置命令を巡る動き

<2008年> 10月	公正取引委員会が独占禁止法違反(優越的地位の乱用)容疑で立ち入り調査開始
<2009年> 2月	立ち入り調査に対してセブンイレブン側が会見「契約書に値下げを禁止する事項を盛り込んでいない」
6月22日	公取委が独占禁止法違反でセブンイレブンに対して排除措置命令
23日	加盟店の弁当類の発注量の維持を狙い、弁当類の廃棄損失の15%分を7月分から本部(本社)が負担
6~8月上旬	セブンイレブンが値下げ販売の手法などに関するガイドラインを作成
8月上旬	セブンイレブンが排除措置命令を受け入れへ

で排除措置命令を出しガイドラインを整備する。公取委は不当な制限を取りやめることに加え、加盟店に対して値下げ販売の方法をまとめた



値引き販売を開始した調理パン売り場(6月、川崎市内)

だけに限ることや、加盟店が仕入れ価格を下回った販売価格を設定した場合、発生した損失分を加盟店が負担することなどが柱だ。コンビニチェーンの本部と加盟店と

弁当類 基準の明確化受け

の間で結ぶ「基本契約書」取った加盟店が今まで手の一部改訂が必要なたり出すことは考えられ加盟者を周り、内容を説く。廃棄ロスによる利益の減少を食い止めたいと考えるオーナーは少なくないためだ。

セブンイレブンはこのガイドラインが公取委の了承を得られる見通しとなったため、排除命令の受け入れに傾いた。発注責任のある加盟店が大幅な値引き販売をした場合、加盟店の負担が大きくなることから、無秩序な値引き競争は回避できるとみているからだ。

セブンイレブン本部は加盟店に任せている。実際は値下げするかどうか、都心部などでは多くの店がひしめく。セブンイレブン1店舗が値下げ販売すれば、周りの店舗が追随する可能性もある。

岡山の修学旅行カルテル

3社に排除命令

21.7.11 中国
公取委

岡山市立の中学校の修学旅行代金をめぐりカルテルで公正取引委員会は10日、独占禁止法違反（不当な取引制限）で、近畿日本ツーリスト、東武トラベル、トップツアー（いずれも東京）の3社に再発防止を求める排除措置命令を出した。

3社はいずれもカルテルを認め、近畿日本ツーリストは「嚴重に受け止め再発防止に努める」、東武トラベルとトップツアーは「真摯に受け止め、コンプライアンス経営に

「課徴金賦課の明確な根拠が示されておらず到底納得できない」などとして東京高裁に審決取り消し訴訟を起こす方針。

水道管カルテルクボタなど3社

改めて110億円命令

（制限）で1999年12月

に出した課徴金納付命令

通り、総額約110億円

の納付を命じる審決をし

たと発表した。審判請求

による3社の不服申し立

てを退けた。

決 審 決
退 取 申
服 不 服

内訳はクボタが1社当たりで過去2番目に多額の70億7208万円、栗本鉄工所が29億3489万円、日本鑄鉄管が10億5354万円。クボタと栗本鉄工所は

向け努力する」として公取委によると、3

社とJTBC中国四国

（広島市中区）、日本旅行（東京）の計5社

は2007年4月から09年1月にかけて、09、10年度の修学旅行の貸し切りバス料金や企画料金などを事前の話合いで決めていたとき

対象の学校は09年度が34校、10年度が36校。09年度分は計約5600人が参加、受注額は

5社で計約3億1200万円に上るといふ。公取委は3月、5社の支店などを立ち入り検査した。JTBC中国四国と日本旅行は、検査前から公取委に自ら情報提供するなどしたとして、排除措置命令を見送った。両社もカルテルを認めている。

日本鑄鉄管は「主張が受け入れられず残念。審決内容を詳細に検討し、提訴する方向で最終判断したい」としている。

審決によると、3社は96、97年度の直線型ダクタイル鑄鉄管のシェアについて、クボタ63%、栗本鉄工所27%、日本鑄鉄管10%とする基本合意のもと、営業幹部が合意を持つなどして受注数量の調整で合意した。

日韓系5社に課徴金

公取委、外国企業に初命令

21.10.8 日経

テレビ用ブラウン管を巡り、値崩れを防ぐ国際的な価格カルテルを結んだとして、公正取引委員会は7日、独占禁止法違反（不当な取引制限）でパナソニックの関係会社3社と韓国のLG電子の

関係会社の計4社に約19億4800万円の課徴金納付命令を出した。韓国サムスンSDIの関係会社にも近く約13億7300万円の納付を命じる。公取委が国際カルテルで外国企業に課徴金納付を命じたのは初めて。課徴金の内訳はパナソニック子会社、MT映像ディスプレイ（大阪府門真市）の東南アジア製造子会社3社が約17億9700万円、LG電子系列のLGフィリップス・デ

イスプレイズ（韓国）が約1億5100万円。サムスンSDI（韓国）の製造子会社を含む5社への総額は約33億2200万円。公取委は同日、再発防止を求める排除措置命令をMT社に出した。サムスンSDIにも近く同命令を出す。LGフィリップスは7月にブラウン管事業を譲渡したため、同命令の対象外となった。

公取委は関係会社を各め計11社のカルテルへの関与を認定。中華映管（台湾）やタイのメーカー（清薄済み）は違反を事前に自主申告したり、会社が消滅したりしたため、命令を見送った。公取委によると、11社は2003年5月以降、東南アジアのレストランなどで担当者の会合を2カ月に1回程度開き、三洋電機やシャープなど日

本企業5社の東南アジア製造子会社向けの14、21型ブラウン管の最低目標価格を設定することなどで合意した。合意は07年3月、中華映管が脱退を通告し、消滅した。公取委は07年、米司法省や欧州委員会などとは同時に調査に着手した。「国外の取引」は日本の独禁法の適用外だが、親会社同士が日本国内で価格交渉をしている

文書などを入手。製品の大部分を日本企業が買い取っていることなどから国外取引には当たらないと判断した。企業活動のグローバル化を受けて近年、欧米当局によるカルテルの摘発強化が目立ち、日本企業が巨額の制裁金を科される例も増えている。公取委の措置も世界的な流れに沿った形で、「カルテル摘発と国際的事案への取り組みの両方を強化してきた結果」（担当の田辺治・第5審査長）という。今回の措置についてパナソニックは「これまで独禁法の考え方や運用と異なる点もあり、審判請求も視野に慎重に対応を検討する」としている。サムスンSDIは「通報を受けたら法的な手続きによって対応する」とコメントした。

割引き広告に警告

公取委 期間限定は不当表示

21.8.7 日経

近視を矯正するレーシック手術の宣伝を巡り、期間限定の割引き価格をうたったのに実際は期間限定でなかったのは製品表示法違反（有利誤認）にあたる恐れがあるとして、公正取引委員会は6日、大手の品川近視クリニック東京院（東京）と

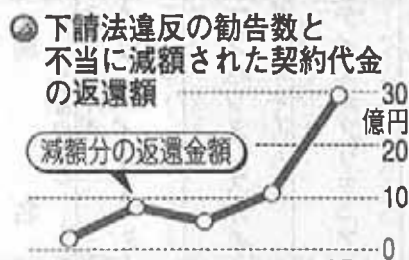
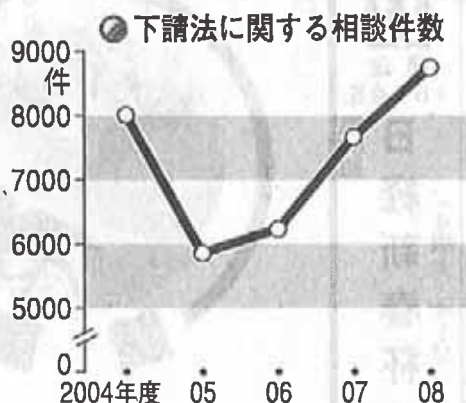
神奈川クリニック眼科を運営する医療法人社団博美会（同）に警告した。品川近視クリニックに関しては、施術に使うレーザー機器が汎用品なのに同クリニックの「専用」とうたうなど、ほか3点でも違反につながる恐れがあると注意した。

公取委によると、両事業者は今年1月から5月にかけて、それぞれホームページ上の宣伝で通常価格に対して、1万5千円〜3万5千円を割り引いた価格を併記し、「3月31日までに施術を受けた方が対象」などと表示。だが実際は遅くとも前年

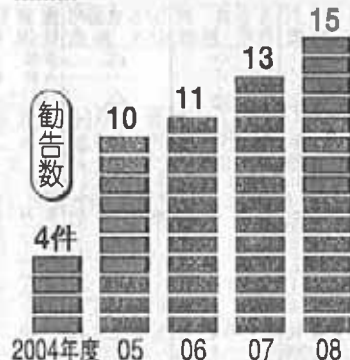
から日付のみを更新して同様の表示を続けており、期間限定ではなかった。品川近視クリニックは「深く反省するとともに

今後はさらに細心の注意を払う」とコメント。博美会は「より慎重な表示を心がける」としている。

下請けいじめの現状



● 下請法違反事件の主な内容と件数 (公正取引委員会による、2008年度)



下請け事業者の経営って
厳しいんだね



支払いの遅延 増加傾向

下請け事業者が公正な取引ができる環境を確保する下請法に関連した相談が近年、増えている。2008年度は約8700件と前年度に比べ約千件増。昨年末も増加傾向が続いたという。

不況下では下請け事業者が親事業者との取引で不当なしわ寄せを受けやすいが、泣き寝入りしていた経営者が「下請法を知り、相談に訪れる」(公正取引委員会)事例が目立つ。

違反行為である「下請けいじめ」22・1164頁(7)

の内容で最も多いのは「代金の支払い遅延」で全体の約6割。契約代金の不当な減額など悪質な違反で勧告措置を受けた事業者数も増加。04年度の4件が、08年度は15件に増えた。

法律が適用され事業者が返還した契約代金の不当減額の総額は約30億円に上っている。

下請法は04年に適用範囲が製造業に加え、サービス業にも拡大。公取委は職員が直接下請け事業者を訪れるなど、監視を強化している。

目で見る経済



代金不当減額か

納入業者に山陽マルナカ

22、公立 5、1944 委入 取入

スーパーの山陽マルナカ(岡山市南区)が強要していたとして、納入業者に対し、支払公正取引委員会は18日、独禁法違反(優越



山陽マルナカの本社入り口から段ボール箱を選び出す公取委の職員(18日午後8時35分、岡山市南区)

的地位の乱用)の疑いで同社の本社や店舗など二十数カ所を立ち入り検査した。

関係者によると、同社は納入業者に対し、取引関係での強い立場を利用して、商品の売買契約後に支払代金を減額したり、売れ残りの品を不当に返品したりした疑いが持たれている。店舗改装時などに業者の従業員に商品の陳列を手伝わせたり、イベントの協賛金の支払いを強要するなどした疑いもあるという。対象は岡山市内外の食品や衣料品業者など。

ど。違反を確認した場合、公取委は排除措置命令を出し課徴金納付を命じる。優越的地位の乱用は1月施行の改正独禁法で厳罰化された。

同社の本社にはこの日、公取委の職員約30人が検査に入り、資料を段ボール箱に入れて搬出した。同社広報担当は「お騒がせして申し訳ない。間違いがあり正すところがあれば正していくと話した。同社は岡山県を中心に広島、兵庫県、大阪府に71店を展開。2004年3月、納入業者への支払代金の減額などが独禁法違反(優越的地位の乱用)に当たるとして公取委から排除勧告を受けている。

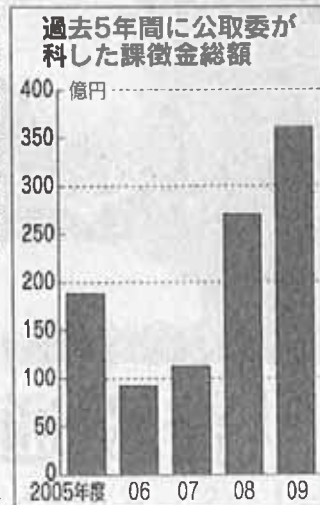
公取委課徴金 最高360億円

22.5.27 旺

カルテルや談合など独占禁止法に違反した企業に科した2009年度の課徴金総額が360億7471万円となり、過去最高を更新したことが26日、公正取引委員会のもとで分かった。05年の独禁法改正で実現した課徴金額の引き上げと企業の自主申告を促す課徴金減免制度が定着し、大型カルテルの摘発がしやすくなったことが背景にある。

昨年度、独禁法違反処分

減免制度が定着 目立つ大型案件



公取委によると、09年度に独禁法違反で排除措置命令や課徴金納付命令を出した件数は過去5年では最多の26件。このうち入札談合の件数は08年比で15件増の17件、価格カルテルは同3件減の5件だった。課徴金の総額は08年度比で約90億円の大規模増で、1事業者当たり約3億4千万円と過去最多。建材用亜鉛

めっき鋼板を巡る価格カルテル事件(課徴金総額約152億円)やテレビ用ブラウン管の販売を巡る国際的な価格カルテル(同約42億円)など、大型案件が目立った。

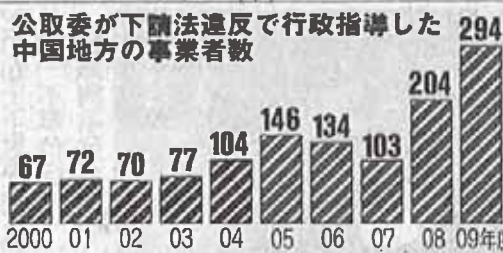
公取委は05年の独禁法改正(06年1月施行)で、違反行為を自主申告した企業に対する課徴金減免制度を導入。毎年度80件前後の減免申請があり、カルテルや談合の調査が

円滑に進むようになった。減免制度と同時に、不当な取引制限などの独禁法違反で製造業の大企業に科せられる課徴金が、違反を認定した事業売り上げの6%から10%に引き上げられるなど「厳罰化」が進んだことから、課徴金の総額も年々右肩上がりになっている。公取委の松山隆英事務総長は26日の定例記者会見で「課徴金減免制度が順調に定着している」と一定の成果を上げていることを強調した。

下請法違反44%増 勧告・指導294業者

22.6.15 中朝

09年度まとめ



公正取引委員会中国支所は14日、中国地方の2009年度の下請

代金支払遅延等防止法(下請法)の運用状況をまとめた。同法に違反したとして再発防止の勧告が指導をした中国地方の事業者数は294で、前年度より44・1%増えた。不況が影響していると思われる。勧告と指導の延べ件数は計362件で、前年度より38・1%増えた。

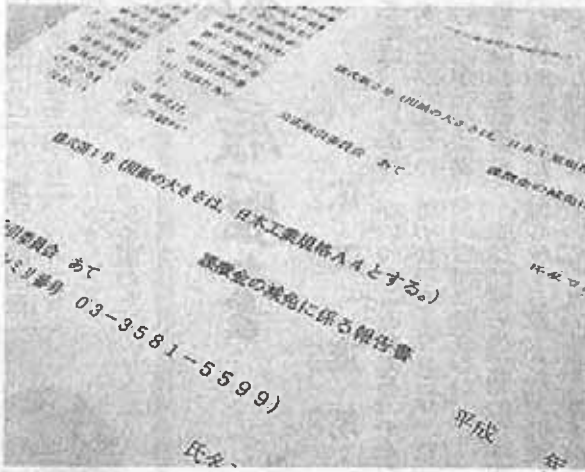
内訳は、注文書を交付せず口頭で発注したり、書類の保存を怠ったりした「手続規定違反」が287件で最も多かった。下請け代金の支払いを遅らせたケースが44件、取引と関係のない物を下請け業者に強制的に買わせただけが9件あった。

菱沼功支所長は「不況で下請けにしわ寄せがきている。情報収集に力を入れ、指導を強化する」と話す。併せて独禁法の運用状況も発表した。岡山市立中学校の修学旅行をめぐるカルテルなどをめぐる排除措置命令を出した。ガソリンスタンドで不当に安くガソリンを販売したケースなど315件を不当販売として注意した。(桑島美帆)

談合・カルテル申告▶課徴金減免

広がる「自首」 摘発に成果

カルテルや談合など独占禁止法違反に関与した企業でも「自首」すればペナルティーが軽くなる課徴金減免制度が成果を上げている。当初「日本になじまない」といわれたが、導入から5年目に入り、公正取引委員会に届く自主申告は年間80件前後に。ただ虚偽申告などを理由に減免が見送られるケースも出ており、情報の正確性を見定め、適切に運用することが当局には求められている。



企業が課徴金減免の申請に使う用紙

自浄作用も促す 申告頼み 公取課題

7月、大手企業約40社の法務担当者が東京都内で独禁法の勉強会を開いた。講演した雨宮慶弁護士は、真剣に耳を傾ける各担当者をみて「独禁法違反を見極める意識が高くなり、減免制度も定着した」と受け止めた。公取委によると、自主申告件数は2009年度までに計349件。09年度は85件で、08年度と並び最多となった。公取委関係者は「今年度も同水準で推移している」という。

作用も促している。古河電気工業はポリエチレンシートの価格カルテルで、08年に初めて公取委の立ち入り検査を受けた。これを教訓に、違反行為を直ちに自主申告する方針を確認。同社は同年以降、この件も含め計5件で公取委の立ち入りを受けたが、関係者は「自主申告を社内で奨励したことが、過去を清算する意識につながったのだろう」とみる。

一方、商業用シャッターの販売を巡る価格カルテルでは今年6月、自主申告した文化シャッターへの課徴金減免の適用が告があった。違反情報を集めたい公取委の狙い通り、積極的に「自首」する企業が増えている。減免制度は企業の自浄作用も促している。

同社は課徴金納付命令を不服として、審判を申し立てる方針。一方、公取委関係者からは「自主申告案件に頼りすぎず、自ら端緒を見つける審査強化も必要」と自戒する声も上がる。独禁法に詳しい岩下圭一弁護士は「公取委が自主申告内容に引きずられ、すべて正しい情報という前提で動き出すケースは少なくない」と指摘。「企業側は何を申告するか事前に適切に分析、検討する必要がある」と、公取の審査能力もさらに問われる」と話している。

え、過去最高だった昨年度の約360億円を上回るの約360億円を上げるのほぼ確実とみられる。公取委側は「課徴金が高額化し、企業が業績への影響を考慮するようになったことが背景にある」と分析するが、一方で検察当局への刑事告発は08年11月の亜鉛めっき鋼板を巡る価格カルテル事件以来、ストップしている。

▼課徴金減免制度（リーニエンシー） 公取委にカルテルや談合などの違反行為を申告した企業の課徴金を減免する制度。2006年1月の改正独禁法施行で導入された。今年1月施行の再改正法で拡大され、立ち入り検査前に最も早く申告した企業は課徴金を全額免除、2〜5番目に申告した企業も50〜30%減額する。

事実上の「司法取引」 課徴金高額化も

最初に申告した企業は刑事告発も基本的に免除される。そのため事実上の「司法取引」という面もある。公取委への申請順を明確にするため申請は専用ファックスのみで行われる。減免制度導入の一方、課徴金の算定基準も引き上げられ、課徴金の総額は増加。今年度は計200億円を超えている。

金代下請け

SSK、不当減額

バットなど1200万円 公取委が勧告

2009.9.24

下請けメーカーから約1200万円の下請け代金を不当に減額したとして、公正取引委員会は28日、野球などのスポーツ用品販売を手がけるエスエスケイ（SSK、大阪市）に対し下請法違反で再発防止を勧告した。同社は公取委の指摘を受け、24社に減額分を返還した。

「公取委によると、SSKは遅くとも2009年3月から今年4月まで、野球のバットやクラブなどスポーツ用品の製造を委託していた35業者のうち24業者に対し、「支払額」と称して下請け代金の1・5%前後をみだつたので違法との認識がなかった。今後は再発防止に努める」として、SSKはバットやクラブなどの野球用品の販売で知られる。09年7月の売上高は約494億円。

ハニーズも勧告
1.3億円不当減額
衣料品の配送費用などの名目で、下請け業者に支払う代金から総額約1億3600万円を不当に減額していたとして、公正取引委員会は28日、若

い女性向けの衣料品チェーン「Honeys」を運営するハニーズに下請法違反で再発防止を勧告した。同社は計115社に減額分を返還した。ハニーズは遅くとも2008年3月から09年2月まで、福島県いわき市にある物流センターまでの配送費や各店舗への商品発送費用と称し、衣料品の製造を委託している。

業者の下請け代金から一律4%を減額。不良品がらんしに受け止め、法令出た際の負担金も契約より多く負担させていた。同社は「勧告を真摯に受け止め、法令順守に努めたい」としている。

エディオン立ち入り

従業員派遣、強要の疑い

2009.11.17

取引先の納入業者に従業員派遣を強要した疑いがあるとして、公正取引委員会は16日、家電量販店2位のエディオンに対し、独占禁止法違反（優越的地位の乱用）容疑で立ち入り検査した。立ち入り先は大阪市の本社や各量販店など二十数カ所。

家電量販店業界を巡っては、公取委は業界1位のヤマダ電機に2007年5月、同容疑で立ち入り検査し、08年6月に従業員派遣を強要したとして排除措置命令を出した。家電業界への優越的地位の乱用容疑での立ち入りはヤマダ電機に続き2例目となる。

関係者によると、エディオンは08年後半から、新規店舗オープンや店舗改装などの際に納入業者

課徴金過去最高270億円

2011.11.3

ごみ焼却炉 公取委、5社に命令

入札談合

全国の自治体が発注したごみ焼却炉建設の入札談合事件で、公正取引委員会は12日までに、課徴金納付命令を不服として争っていた三菱重工（東京）、川崎重工（神戸）など大手プラントメーカー5社に、独禁法に基づき、あらためて総額約270億円の納付を命じる審決を出した。公取委が命じた課徴金としては過去最高額。

エディオン

エディオンは、ごみ焼却炉新設工事などの入札で、事前に談合し

て受注業者や価格を決めていた。公取委は談合と判断した32件の工事を（契約総額約4500億円）を課徴金の対象とした。公取委は99年、5社に排除勧告。5社は「談合はなかった」として審判で争ったが、公取委は06年に談合を認定する審決を出した。5社は審決取り消しを求め東京高裁に提訴。高裁は請求を棄却、最高

裁が昨年10月、上告を退け、5社の取訴が確定した。

2011.11.3

「モバゲー」に排除命令

公取委 グリーとの取引に圧力

23.6.10 旺

携帯電話向けソーシャルゲームサイト「Mobage」（旧モバゲータウン）を運営するディー・エヌ・エー（DeNA、東京・渋谷）が、ゲームソフト開発会社とライバルのグリー（東京）が取引するのを妨害したのは、開発会社約40社に対して、排除命令を出した。公取委によると、DeNAは昨年7月ごろから、開発会社約40社に対して、「グリーにゲームを販売しないように」と要求。拒否した十数社のソフトをモバゲーの人気ランキングから外したり、検索してもゲームが表示されないようにしたりするなどして、開発業者とグリーとの取引を妨害した。

▼ソーシャルゲームユーザーがオンラインで競争したり、助け合ったりして遊ぶゲーム。DeNAやグリーなどがサイト上で提供している。最初は無料だが、ゲームを進めるうちに

有料アイテムが必要となる。通常、課料金の1割が携帯電話会社の収入となり、残りをゲーム開発業者とDeNAなどサイト運営会社が7対3で分ける。

には1千億円超に達する見通し。DeNAが昨年、モバゲーの開発仕様を外資企業に公開してゲーム開発を促したところグリーも追随。競争が激しくなっていた。公取委は昨年12月、DeNAを立ち入り調査していた。

公取委は、要求を断り切れない弱い立場にある開発業者の「困り込み」を取引を断念する業者が出たほか、ゲームの更新ができなくなったグリーの営業戦略にも影響が出た

ことを重視。独禁法で禁止した取引妨害に当たると判断した。ソーシャルゲーム市場は急拡大しており、民間調査会社によると2009年度に338億円だった国内市場規模は11年度

DeNAの話 排除措置命令を真摯に受け止めて全社を挙げてコンプライアンス（法令順守）体制の充実、強化と一層の意識向上に努める。

下請法違反が5.1%増

公取委中国 勧告1社・指導308社

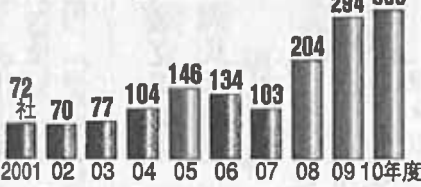
23.6.11 旺
昨年度

公正取引委員会中国支所は10日、中国地方の2010年度の下請代金支払遅延等防止法（下請法）の運用状況をまとめた。同法に違反したとして、再発防止の勧告が指導をした事業者数は309社で、前年度より5.1%増えた。内訳は勧告が1社、

考えられる」として1社が複数の違反をした場合を含む全体の延べ件数は432件で、前年度比19.3%増えた。口頭のみで発注や下請け金額の記載を怠る「書面交付義務違反」が最多の263

件を占めた。下請け代金の支払いが遅れる「支払遅延」が89件、「書類保存義務違反」が43件と続いた。併せて独禁法の運用状況も発表した。法的措置はゼロ。ガソリンや酒などを原価を割る「不当に安い価格で売る」「不当販売」に対する注意は228件あった。

公取委が下請法違反で行政指導した中国地方の事業者数



(新山創)

金・住
鉄・計
日併
新合

独禁当局の判断焦点

海外で手続き本格化

23.9.22日

新日本製鉄と住友金属工業の合併計画の焦点は、新会社の概要が固まったことで日本を含めた世界各国の独禁当局の判断に移る。来年10月の合併に向けて、両社は日本の公正取引委員会による2次審査の判断を今冬中に得たい考え。同時に中国など約10カ国の承認を得る必要がある。当局による判断次第では合併新会社は設備売却などを求められる可能性もある。

（一面参照）

両社は来春までに新会社の経営計画を策定し、合併契約を締結したい考え。しかし独禁当局の承認が得られない限り、両社の営業部門は情報交換ができず、計画策定がほぼつかない。

一方、1次審査に比べてより詳細に競争環境などを調べる公取委の2次審査は3カ月程度かかる見通し。このため両社は9月下旬から10月上旬までに必要な書類を提出する方針。現在、「合併の承認が得られるよう公取委と協議をしている」（新日鉄幹部）が、当局が特定の製品について統合新会社のシェアが高すぎるかと判断すれば、設備売却などを打ち出さざるを得なくなる可能性がある。

両社は並行して中国や韓国、米国など約10カ国の独禁当局に合併の承認を受けるための作業を進める。特に中国では審査基準が不透明との指摘もあり、判断に注目が集まりそうだ。

値下げ制限 独禁法違反

福岡地裁 判決

セブンに賠償命じる

23.9.16 中国

大手コンビニのセブンの損害賠償を求めた訴訟の判決で、福岡地裁は15日、制限を独禁法違反と認め、同社に20万円の支払いを命じた。

弁護団によると、同社の値下げ制限について、独禁法違反で賠償を命じたのは初めて。田中哲郎裁判長は判決理由で「値下げ販売をやめるように繰り返し指導したことで、店側の取引を不当に拘束した。拘束がなければ、値下げすることで利益を上げることができた」と述べた。

判決によると、セブンの値下げは、廃棄分の増えと原価が店側の負担となり、経費が増える仕組みになっている。セブンは「内容は承服できるものではなく控訴する」とコメントを出した。

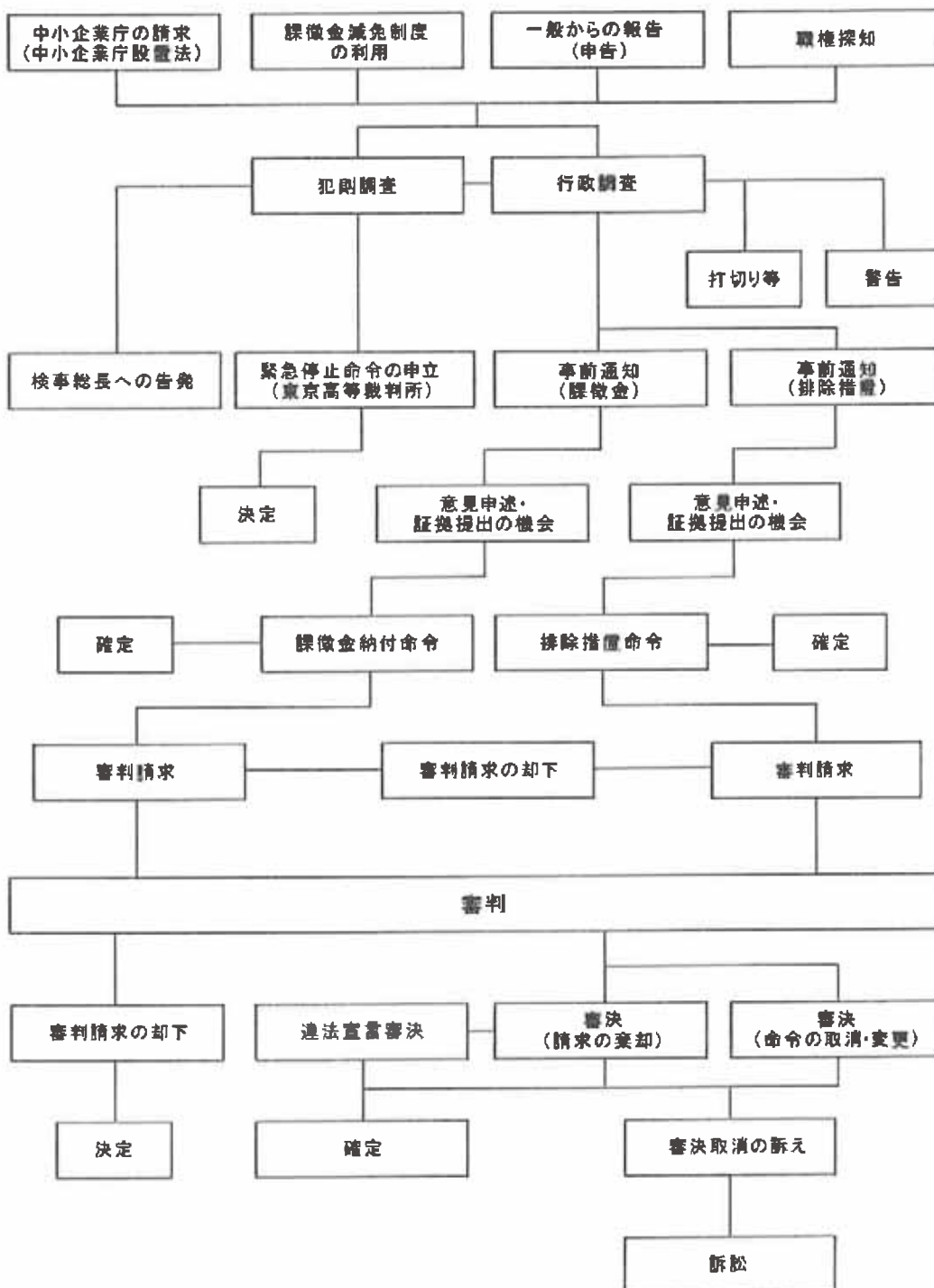


独占禁止法

公正取引委員会トップページへ

ホーム > 独占禁止法ホーム > 独占禁止法違反事件の処理手続図

独占禁止法違反事件の処理手続図



[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > (平成17年12月27日)社団法人福山市医師会に対する警告について

社団法人福山市医師会に対する警告について

 平成17年12月27日
 公正取引委員会

公正取引委員会は、社団法人福山市医師会(以下「福山市医師会」という。)に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、福山市医師会に対し、同法第8条第1項第4号(事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限の禁止)の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

1 関係人

名 称	社団法人福山市医師会
所在地	広島県福山市三吉町南二丁目11番25号
代表者	会長 細木 宣男

2 警告の概要

福山市医師会が、医療機関の開設及び診療科目の増設につき、会員が広島県知事等に許可申請又は届出を行う前に、所属するブロックの代表が署名押印した申出書により申出をさせ、会員間での競合のおそれという観点から当該申出内容について協議を行い、協議の結果に応じて、会員からの申出に合意せず、又は条件を付して合意することにより、会員による医療機関の開設及び診療科目の増設を制限する疑いのある行為が認められ、これらの行為は独占禁止法第8条第1項第4号(事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限の禁止)の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、福山市医師会に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所第二審査課 電話082-228-1501(直通) 公正取引委員会事務総局審査局第一審査 電話 03-3581-4960(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

【附属資料】

 参考  20KB

 PDF形式のファイルをご覧頂くには、
 AdobeReaderが必要です。

 上へ

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission: 〒100-8987東京都千代田区霞が関1-1-1電話 03-3581-5471(代表)

Copyright © 2007 Japan Fair Trade Commission, All Right Reserved.

申 告 書

平成17年 月 日

公正取引委員会中国支所 審査課 御 中

〒732- [REDACTED]

広島市 [REDACTED]

申 告 人 [REDACTED]

〒730-0012

広島市中区上八丁堀4-27-703

山下江法律事務所

申告人代理人

弁 護 士 田 中 伸

弁 護 士 山 下 江

弁 護 士 目 片 浩 三

弁 護 士 柴 橋 修

弁 護 士 椋 大 樹

申告人は、被申告人の下記の行為が独占禁止法に違反する疑いがあると思料いたしますので、貴所に対して、その事実を申告するとともに、適切な措置を取るよう要請いたします。

第1 被申告者について

1 名称 社団法人福山市医師会（代表者：細木宣男）

2 住所 〒720-0032

広島県福山市三吉町南2丁目11番25号

第2 独占禁止法に違反する疑いのある行為について

1 当事者について

(1) 申告者について

申告者は、標記住所に居住し、妻である[]とともに、広島県福山市[]にて「[]」(以下「[]」という)の名称で、開業医を行っている医師である(添付資料1)。

ちなみに、[]では、申告者が[]を担当し、[]が[]を担当している。

(2) 被申告者について

被申告者は、医道の高揚、医学及び医術の発達普及と公衆衛生の向上とを図り、社会福祉を増進することを目的として、設立された社団法人である(添付資料2、定款第7条)。

被申告者の会員となることができるのは、広島県福山市内ないし神石郡内に就業所を有し、または居住する医師であり、入会するには、被申告者の理事会での承認が必要である(添付資料2、定款第2条)。

また、被申告者の定款31条には、「本会の会員が、定款若しくは決議に違反し又は会員としてのふさわしくない行為をした場合は、裁定委員会の決議を経て戒告又は除名することができる。」と規定されている(添付資料2)。

平成16年8月10日時点の被申告者の会員数は561名であるが(被申告者作成のホームページに記載)、申告者の知る限りでは、福山市内で被申告者ないし近隣の医師会に加入せずに、開業医を行っている医師はいない。

2 医療環境整備委員会について

(1) 被申告者には、内部組織として、医療環境整備委員会(以下「整備委員会」という)が設置されている(添付資料3)。

(2) 整備委員会は、被申告者の前記目的を踏まえて、「医療環境の将来像にかんがみ、会員相互の信頼強調と社会福祉増進のために、医療機関等の分布状況を含め、適正な医療の供給について調査、研究等を行うことにより、新規開業、既存機関の内容の変更をしようとする者に対して相談に応じ、他の医療機関の分布状況、地域特性、人口分布等についての情報を提供する等、合理的な範囲内において助言をし、医療の無益な競合を避けて、適正な医療を行いうる環境整備に努めること」を目的として設置された委員会である（添付資料3、整備委員会規則1条）。

(3) そして、被申告者の会員が、医療機関を新設・移転あるいは増科増床等をしようとする場合は、下記のような手続を踏むこととしている。

① 申請（同規則4条）

被申告者の会員が、医療機関を新設・移転あるいは増科増床等をしようとする場合は、事前に、被申告者の医師会長に申し出をし、意見交換を行う。

② 意見聴取（同規則5条）

医師会長は、同規則4条による相談があったときは、遅滞なく整備委員会に意見を求めなければならない。

③ 検討・協議（同規則6条）

整備委員会は、医師会長から意見を求められた事項について、検討ないし決定を行う。

④ 医師会長への報告（同規則7条）

整備委員会は、検討結果を文書をもって医師会長に報告しなければならない。

⑤ 処理（同規則8条）

医師会長は、前記④の報告に基づき、相談のあった事項を処理しなければならない。

3 申告者の診療科目追加の申請

(1) 申告者は、従来の[]に加えて、内科も標榜したいと考え、保健所への届出を検討していたところ、被申告者の職員から、保健所への届出のほか、被申告者への申請も必要であると言われたことから、平成17年2月3日ころ、被申告者に診療科目（内科）の追加（増科）を申請した。

- なお、被申告者に提出した申請書には、■■■■の履歴書を添付した。これは、■■■■は■■■■であり、申告者よりも内科と重複する医療行為を多く行っていることから、■■■■が内科の診察等を行うことを予定して、添付したものである。
- (2) 申告者は、被申告者から、同月10日ころ、同月22日に開催される整備委員会へ出席するように求められた。
- (3) 申告者は、同月22日、整備委員会へ出席した（■■■■は出席しなかった）。申告者は、同委員会に出席した■■■■医師から、主に、■■■■の経歴（内科の研修経験等）について質問を受けた。その場では、特に反対の声は出ていなかったが、■■■■医師は、結果は医師会長が伝えるとのことであった。なお、■■■■医師は「同委員会には拘束力はない」と述べてはいた（添付資料4の1～2）。
- (4) 申告者は、同年3月2日、医療法に基づき、福山保健所に診療科目の追加を届け出た。
- (5) 同月4日、■■■■と名乗る医師から、同月9日ないし11日に、医師会長との面談があるので出席するように求められた。
- (6) 同月9日、細木宣男（以下「細木」という）医師会長から、診療科目の追加については、被申告者としては反対であるとの意見を表明された。申告者が細木医師会長にその理由を尋ねたところ、細木医師会長は、■■■■の内科専門性（技量）、医療設備（胃カメラがない等）の問題を挙げた。しかし、細木医師会長は、「このまま内科の追加を保健所に届け出れば、恐らく通ると思う。整備委員会として、それをストップさせるとか、ペナルティを付けるとかいうことはできない。あくまでも整備委員会の結論は反対であり、それを一応明文として残しておく。」とも述べていた（添付資料4の1、4の3）。
- (7) なお、上記(6)の際、細木医師会長は、診療科目の追加について整備委員会で審議する理由として、医師の専門性・設備の問題のほかに、「増科したことによって周りの医療機関からクレームが付かないかという問題もある。」「近隣の先生と仲良くやるということです。」と発言している（添付資料4の1、4の3）。

第3 医師会の活動に関する独占禁止法上の指針について

1 新規開業等の制限に関する行為に対する考え方について

- (1) 公正取引委員会（以下「公取委」という）は、昭和56年8月7日付で、標記指針を公表しているが、同指針では、「新規開業を不当に制限したり、会員の分院の設置、増床等について、これを不当に制限することは、原則として違反となる」と指摘している。
- (2) 他方、「他の医療機関の活動状況等に関する情報提供、合理的な範囲内の助言は、原則として違反とならない。」とされている。

2 参考例について

- (1) 標記指針では、上記1の考え方に基づいて、独占禁止法違反となるかどうかを判断するうえで参考となる類型を例示している。そのうち、医療機関の標榜診療科目に関して、下記のような参考例が挙げられている。

(2) 違反となるおそれがあるもの

医療機関の標榜診療科目を調整すること（標記指針1-7）。

なお、近隣の医療機関の標榜する診療科目と重複することを避ける目的で、合理性のない調整を行う場合には、原則として違反となる（独占禁止法8条1項3号）。

(3) 原則として違反とならないもの

新規開業をしようとする者に対して相談に応じ、他の医療機関の分布状況、地域の特性、人口分布等についての情報を提供する等、合理的な範囲で助言すること（標記指針1-9）。

医療機関の分布状況等を含め、適正な医療の供給について調査、研究、啓蒙等を行うこと（標記指針1-10）。

第4 観音寺市三豊郡医師会に対する審決

- 1 公取委は、観音寺市三豊郡医師会が医療機関の開設、診療科目の追加等を制限するという独占禁止法違反行為を行ったとして、平成11年10月26日、同医師会に対して、審決を行っている。

2 標記審決の概要

- (1) 標記審決のうち、診療科目の追加に関する部分は、概ね下記のとおりである。
- (2) 観音寺市三豊郡医師会（以下「被審人」という）は、医療機関の開設、診療

科目の追加等について申出があった場合は、相談委員会及び理事会において、既存医療機関との位置関係、専門科目等を考慮し、周辺会員（医師）の意見を参考にして審議し、当該申出に対し、同意、不同意（条件付の場合もある）、保留の決定を行っていた。

不同意の決定を受けた者は医療機関の開設等を断念し、条件付同意・保留の決定を受けた者は当該決定に従っていた。

(3) 被審人に加入しないで開業医となることが一般に困難な状況にあること

①被審人は、会員だけを学校医等に推薦しており、会員にとっては患者の獲得に有益である、②被審人は、母体保護法に基づく指定医師の指定申請について、非会員には意見書を発行しないため、香川県医師会から、母体保護法に基づく指定医師の指定が得られない不利益を受ける、③被審人は、会員に対して各種研修・情報提供等を行ったり、各種申請・届出の代行するなどの便宜を供与している、④被審人に加入しないと診療面で他の開業医の協力が求めがたい事情が存在する、⑤医療機関の開設が申出どおり認められない場合は、被審人への入会を見合わせたり、被審人の条件に合うように申出内容を改めたりしており、被審人に加入せずに開業している医師は1名を除いていない（その1名の医師も実質的には除名されたものであり、再度の入会を希望している）ことからして、被審人の存在の大きさが分かる。

以上より、被審人に入会しなければ、前記のような便宜の供与を受けられず、会員医師間の協力関係も得られない等、事業上不利となるおそれがあることから、被審人に入会せずに開業医となることは、一般的に困難な状況にあった。

(4) 診療科目の追加の制限について

標榜する診療科目については、麻酔科・産婦人科について一定の条件があるほかは、法的な制限はなく、医師が自らの責任において自由に選択できる。

他方、医師会が、専門的見地から、一定の基準・手続を設けて診療科目についての助言・指導を行うことが許容されると解しても、本件では、専門的見地からの基準・手続に基づいた合理的な運用がなされておらず（下記参照）、被審人は、相談委員会等において、診療科目の標榜の可否についても、医療機関の開設の制限の一環として、将来の患者の取り合い防止という目的から、審査していることが認められる。

記

- ① 会員が認定医資格を持つにもかかわらず、申出書に認定医の書類を添付しなかったために不同意となったと思われる科目がある等、専門性・経験について、それを説明する書面の有無の審査のほかには、詳細または具体的に審査している状況は窺えない。診療科目の追加の申出に同意しなかった理由に、患者の取り合い防止の目的がなかったとはいえ、また、被審人の不同意の通知も一方的なもので、申出者の了承を得ているものとは認められない。
- ② 申出書に内科分野に関する実務経験等を記載し、内科について専門的な診断・治療を行ったことを示すレセプトを県に提出していたにもかかわらず、内科の追加は不同意となっており、被審人が形式的な書面審査しかしていないことが窺われ、専門性ないし経験がないことだけを考慮したものであるとはいえない。被審人の行為は、専門的見地からの基準や手続に基づいた合理的なものではなく、診療科目の追加を制限する行為に当たる。

(5) 被審人の行為について

被審人に加入しないで開業医としての事業を行うことが全くできないではないが、被審人の行為は、入会拒否、除名があり得る制度を背景として、審議システムにおいて個別に審理し、医療機関の開設等を制限するものであり、十分な競争制限効果をもっていることが認められる。

被審人は、審議システムの存在を前提として個別の審査をしており、医師会ガイドラインにいう単なる情報の提供、助言に止まるとは言えないから、同ガイドラインに照らしても違法である。

被審人による診療科目の追加制限行為は、構成事業者の機能又は活動を不当に制限しているものであって、独占禁止法8条1項4号に違反する。

第5 本件への当てはめ

1 申告者を始めとする会員と被申告者の関係について

- (1) 被申告者も、地域は異なるものの、「医師会」という前記の被審人と同種の事業者団体であり、前記審決の事案と同様に、申告者としては、被申告者に加入しないで開業医となることは一般に困難な状況にあると推測される。

この点、申告者によると、医療過誤等で患者から訴えられた場合、被申告者

に加入していれば被申告者が対応してくれるという便益があり、 科関係の健診（1歳半健診，3歳児健診）は福山市から被申告者に委託され，学校医の推薦は被申告者を通じて行われている等の関係で，被申告者に加入しないで開業医となることは一般的に困難であるとのことである（前記のとおり，申告者の知る限りでは，広島県福山市内で被審人に加入しないで開業医を営んでいる医師はいない。）。

- (2) また，被申告者には，入会の際に理事会の承認が必要であるうえ，除名制度も存在する（添付資料2，定款7条，31条）。
- (3) 以上より，申告者を始めとする会員としては，被申告者に逆らうよりも，被申告者の判断に従った方がよいとの考えに傾くことになり，一般的には，会員は被申告者の判断に従わざるを得ない現状がある（申告者によると，整形外科を標榜している被申告者の会員が，診療科目（内科）の追加を被申告者に申請し，その後，申請を取り下げた事例があるとのことである。）。

2 被申告者の行為について

- (1) 被申告者は，前記第2のとおり，申告者が診療科目（内科）の追加を申請するに当たり，「整備委員会規則」（添付資料3）により，被申告者への事前申請を義務付け（同規則4条），整備委員会で審議のうえ（同規則6条），審議結果を医師会長に報告し（同規則7条），医師会長を通じて，申告者に対し，反対の意見を通告している（同規則8条）ことが認められる。
- (2) この点，細木医師会長や 医師は，整備委員会の審議内容には拘束力がな
いとか，申告者が福山保健所に申請したとしても，被申告者がそれを阻止したり，そのことに基づいて処分を行うことはできないと述べてはいる（添付資料4の1～3）。
- (3) とはいえ，たとえ前記(2)のとおりであっても，前記(1)の手続が，果たして前記指針が原則として許容している「他の医療機関の活動状況等に関する情報提供」や「合理的な範囲内の助言」に該当するのか，極めて疑問である。

被申告者の前記(1)の手続が，会員に対する「情報提供」や「助言」を目的とするものであれば，わざわざ会員に被申告者への事前申請を義務付ける必要はなく，会員の自主的な判断に促す（情報提供や助言を希望する会員だけ申請させる）べきであろう。

また、被申告者が申請会員に対して「賛成」や「反対」等の意見を通告すること自体、前記のような被申告者と会員との関係からして、最終的には、申請会員が被申告者の判断に従わざるを得なくなってしまう、合理的な範囲の「助言」の程度を超えていると言わざるを得ない。

本件でも、申告者は、細木医師会長に対して、被申告者の「反対」との結論につき、反論や意見を述べているものの、細木医師会長は最後まで「被申告者としては反対である。」と繰り返し述べており、もはや「助言」とは言えないと考える。

(4) なお、仮に、被申告者が、専門的見地から、一定の基準・手続を設けて診療科目についての助言・指導を行うことが許容されると解しても、本件において、被申告者が、申告者に対して、専門的見地から診療科目についての助言・指導を行ったとは到底言えない。その理由は以下のとおりである。

■は■としての研修経験・実務経験がある。内科と■科とでは、医療行為面で重なる部分が多いことに鑑みれば、専門性や技量面ではさほど問題はないはずである。このことは、被申告者の中でも、■科医が内科を標榜しているケースが相当数あることからしても、自ずと明らかである。

また、医療設備についてであるが、■には、レントゲン、腹部エコー、血液迅速検査機器、心電図等の設備があり、内科を標榜するうえで十分な設備を有している。

そもそも、医療設備に関しては、整備委員会でも全く質問されておらず、資料の提出も求められていない（添付資料4の1～3）。細木医師会長も、胃カメラを例には挙げているが、申告者に対して、医療設備に関して具体的な質問はしていないのであって（添付資料4の1、4の3）、反対の理由として、医療設備面を挙げるのは、理由がないと言わざるを得ない。

(5) 他方、細木医師会長が、診療科目の追加について整備委員会で審議する理由として、「増科したことによって周りの医療機関からクレームが付かないかという問題もある。」、「近隣の先生と仲良くやるということです。」と発言していることからすれば（添付資料4の1、4の3）、被申告者の前記手続は、「近隣の医療機関の標榜する診療科目と重複を避ける目的」で「合理性のない調整」を行っている疑いも拭い切れないのである。

3 結 論

以上より、本件における被申告者の行為は、会員と被申告者との関係や会員の除名等の処分があり得る制度を背景として、整備委員会規則に基づく手続において、申告者の診療科目の追加申請を事前かつ個別に審議しており、前記指針にいう単なる「情報提供」や「助言」に止まるとは言えず、構成事業者である申告者の機能又は活動を不当に制限しているものであって、独占禁止法8条1項4号に違反すると考えるので、貴所に対して、その事実を申告するとともに、適切な措置を取るよう要請する次第である。

[添付資料]

- 1 被申告者作成の医療機関ガイド（ の部分の抜粋）
- 2 被申告者の定款
- 3 被申告者の医療環境整備委員会規則
- 4の1 医師、細木医師会長と申告者との会話を録取したもの（CD-R）
- 4の2 医師と申告者との会話に関する反訳書
- 4の3 細木医師会長と申告者との会話に関する反訳書